

産業厚生常任委員会（産業部所管）説明資料

頁

1 一般議案

- | | | | |
|--|-----|--------------------|-------------------|
| (1) 公の施設（道の駅しゃり）に係る指定管理者の指定について
※説明資料 | ・・・ | 【資料 1】
【資料 1-1】 | P1
P1～47（表紙除く） |
| (2) 公の施設（道の駅うとろ・シリエトク）に係る指定管理者の指定について
※説明資料 | ・・・ | 【資料 2】
【資料 2-1】 | P1
P1～36（表紙除く） |
| (3) 公の施設（ウトロ温泉夕陽台の湯）に係る指定管理者の指定について
※説明資料（省略）資格関係書類〔登記簿謄本、団体の定款等〕 | ・・・ | 【資料 3】
【資料 3-1】 | P1
P1～13（表紙除く） |

2 補正予算

- | | | | |
|---------------------------------|-----|--------|------|
| (1) 斜里町一般会計補正予算（第9回）について | | | |
| ① 農務課・農業委員会所管分 | ・・・ | 【資料 4】 | P1～4 |
| ② 水産林務課所管分 | ・・・ | 【資料 5】 | P1～2 |
| ③ 商工観光課所管分 | ・・・ | 【資料 6】 | P1 |
| ④ 建設課所管分 | ・・・ | 【資料 7】 | P1 |
| (2) 斜里町公共下水道事業特別会計補正予算（第4回）について | ・・・ | 【資料 8】 | P1～3 |

3 町政報告

- | | | | |
|-------------------|-----|---------|------|
| (1) 農畜産物の生産状況について | ・・・ | 【資料 9】 | P1～3 |
| (2) 水産物の漁獲状況について | ・・・ | 【資料 10】 | P1 |
| (3) 観光客の入込状況等について | ・・・ | 【資料 11】 | P1 |

4 その他

※説明資料のページは、案件+担当ごとに付番しています。

議案第 5 1 号

公の施設（道の駅しやり）に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 1 2 月 1 4 日提出

斜里町長 馬 場 隆

記

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

施 設 名 称	所 在 地
道の駅しやり	斜里町本町 3 7 番地

2 指定管理者の所在地、名称及び代表者名

斜里町港町 1 番地

株式会社 斜里工房しれとこ屋

代表取締役社長 野 尻 勝 規

3 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日

公の施設に係る指定管理者の指定議案

説 明 資 料

1. 道の駅しやり

①道の駅しやりの指定管理者の指定経過	・・・ P 1
②指定申請書	・・・ P 2
・管理業務の計画書	
・収支計画書	
・資格関係書類（登記簿謄本、定款）	
③管理業務協定書（案）	・・・ P 3 9
④参考資料（管理運営評価シート）	・・・ P 4 4

道の駅しゃりの指定管理者の指定経過

<p>1. 第1回指定管理者選定委員会の開催</p> <p>(1) 委員会の構成 副町長（委員長）・関係部課長及び担当者 計 8名</p> <p>(2) 開催日 令和4年10月7日（金）</p> <p>(3) 選定方法の決定</p> <ul style="list-style-type: none">・道の駅しゃりの設置目的を達成するためには、隣接するテナントミックス及び周辺商店街との連携と効率的な管理運営が求められる。・中心市街地の活性化や商店街の振興を事業目的としている法人・団体を選定することが適当である。・平成19年4月から道の駅しゃりの指定管理者として、維持管理の実績があり安定した運営を行っている。・上記により、斜里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、株式会社斜里工房しれとこ屋を公募によることなく指定管理者の候補として選定する。 <p>(4) 選定基準の決定について</p> <ul style="list-style-type: none">・斜里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1号から第5号とする。 <p>(5) 申請受付期間の決定</p> <p>令和4年10月11日から令和4年11月9日</p>
<p>2. 指定管理者の候補者への通知</p> <p>令和4年10月11日</p>
<p>3. 指定申請書類の受理</p> <p>令和4年11月9日</p>
<p>4. 第2回指定管理者選定委員会の開催</p> <p>(1) 委員会の構成 副町長（委員長）・関係部課長及び担当者 計 8名</p> <p>(2) 開催日 令和4年11月17日（木）</p> <p>(3) 申請書類の審査</p> <p>斜里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1号から第5号の選定基準に基づき適否を審査し、申請内容が適当であると認定する。</p> <p>(4) 指定の適否</p> <p>上記により、株式会社斜里工房しれとこ屋を指定管理者に指定すべき相手方とすることを決定する。</p>



令和4年11月9日

斜里町長 馬場 隆 様

申請者 住 所 北海道斜里郡斜里町港町1番地
団 体 名 株式会社 斜里工房しれとこ屋
代表者名 代表取締役社長 野尻勝規



指 定 申 請 書

次のとおり公の施設の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

施 設 名	道の駅しやり
施設の所在地	斜里郡斜里町本町37番地
提 出 書 類	・管理業務の計画書 ・収支計画書 ・資格を有していることを証する書類 登記簿謄本、出資者名簿、定款、直近3年分の決算書
担 当 責 任 者	マネージャー 棚山清昭
連 絡 先	株斜里工房しれとこ屋 Tel 0152-23-6835 Fax 0152-23-0908
そ の 他	

管理業務の計画書

令和4年11月9日

1. 施設の管理に係る基本方針

申請者	所在地	北海道斜里郡斜里町港町1番地				
	(フリガナ)	カブシカイシャ シャリコウホウシレトコヤ				
	商号又は名称	株式会社 斜里工房しれとこ屋				
	(フリガナ)	ダイョウトリマリヤカシヤチョウ	ノジリ カツノリ			
	代表者の職氏名	代表取締役社長	野尻 勝規			
郵便番号	099-4112	電話番号	0152-23-6835	FAX	0152-23-0908	
事業実績	管理運営実績のある施設	施設の所在地	主な業務内容	開始年月		
	道の駅しゃり	斜里町本町37番地	管理運営	H26年 4月開始 H29年 3月終了		
	道の駅しゃり	斜里町本町37番地	管理運営	H29年 4月開始 R2年 3月終了		
	道の駅しゃり	斜里町本町37番地	管理運営	R2年 4月開始 R5年 3月終了予定		
管理運営の基本方針	<p>道の駅しゃりは、「中心市街地の賑わいと安らぎを創出するため、町民や観光客等に快適な休憩機能と地域情報の提供を行い、地域の交流拠点の場として産業振興及び地域の活性化を図るための施設」であります。このことを念頭に置き、設置及び管理に関する条例施行規則等を遵守し、効率的且つ適切な管理運営に努め、施設の効用を最大限に発揮していきます。</p> <p>賑わいの創出をはかるため有識者・斜里町・商工会からなる道の駅しゃり運営委員会、商工会(地域振興委員会)やポテト(協組)・商店街等と連携・協議しながらイベントを企画調整していきます。また、サービスの向上・利用の促進をはかるための努力も行っていきます。</p> <p>これにより、子供から高齢者までの地域住民や観光客を中心とした来街者が道の駅のある中心商店街を訪れることにより回遊性が生まれ、商店街の売上げ増加・新たなビジネスチャンスにつながるなどの経済波及効果が生まれると考えます。</p>					
管理運営の職員体制	<ul style="list-style-type: none"> ・道の駅管理業務の責任者は、「斜里工房しれとこ屋」のマネージャーがあたります。 ・午前9時から午後7時までの開館時間内は、案内人1名を配置します。 ・午後7時から午後10時までの有料施設の利用については、夜間の管理人を1名配置します。 					

2. 業務計画 (令和5年度～令和7年度)

業務名	内 容	実施方法 (時期・回数)
施設の利用に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ○中心市街地の賑わいと安らぎの創出 運営委員会・商工会・斜里町等と連携しイベントの企画調整及び自主事業の実施並びに後援事業の促進 ○地域情報の発信 観光や地域情報の収集及び掲示 斜里町に関する閲覧図書の実充 ○施設の利用促進 ツイッター、ホームページでのPR 必要に応じ、新聞折込によりPR ○新型コロナ感染対策の実施 来館者へのマスクの着用や手指消毒の周知など トイレに便座クリーナー・手洗い石鹸の設置 	◎通年実施
施設維持及び設備の維持管理に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・施設設備の点検を行い適切な管理に努めます。 ・安全性を第一に財産の保全管理に努めます。 ・効率的な施設管理を行い経費の節減に努めます。 	◎通年実施

道の駅しゃり指定管理に係る収支計画書(令和5年度～令和7年度)

【収入】

(単位:千円)

科 目	令和5年度 予 算 額	令和6年度 予 算 額	令和7年度 予 算 額	摘 要
管理委託料	14,503	14,503	14,503	3年間合計で
管理委託料	(14,503)	(14,503)	(14,503)	43,509千円
施設利用料	800	800	800	
コミュニティールーム等	(800)	(800)	(800)	
合 計	15,303	15,303	15,303	

【支出】

科 目	令和5年度 予 算 額	令和6年度 予 算 額	令和7年度 予 算 額	摘 要
共済費	369	369	369	
社会保険料等	(369)	(369)	(369)	
人件費	5,319	5,319	5,319	
職員賃金	(1,727)	(1,727)	(1,727)	
案内人パート賃金	(3,592)	(3,592)	(3,592)	夜間含む
需用費	3,773	3,773	3,773	
消耗品費	(500)	(500)	(500)	
器具備品費	(45)	(45)	(45)	
修繕費	(200)	(200)	(200)	ねぶた絵貼替など
燃料費	(527)	(527)	(527)	
光熱水費	(2,501)	(2,501)	(2,501)	
役務費	345	345	345	
通信運搬費	(127)	(127)	(127)	
手数料	(218)	(218)	(218)	臨時駐車場代1/2
委託料	2,994	2,994	2,994	
清掃委託	(1,409)	(1,409)	(1,409)	
電気保守	(30)	(30)	(30)	
ピアノ保守	(135)	(135)	(135)	
消防保守	(15)	(15)	(15)	
自動ドア保守	(226)	(226)	(226)	
空調保守	(90)	(90)	(90)	
除排雪業務委託	(800)	(800)	(800)	臨時駐車場含む
草花管理業務委託	(109)	(109)	(109)	
施設警備委託	(180)	(180)	(180)	
使用料	20	20	20	
PCリース料	(20)	(20)	(20)	コピー機年間
PR事業費	182	182	182	
PR事業費	(182)	(182)	(182)	
小 計	13,002	13,002	13,002	
諸経費(小計×7%)	910	910	910	
消費税(10%)	1,391	1,391	1,391	
合 計	15,303	15,303	15,303	

履歴事項全部証明書

北海道斜里郡斜里町港町1番地
株式会社斜里工房しれとこ屋

会社法人等番号	4603-01-003594	
商号	株式会社斜里工房しれとこ屋	
本店	北海道斜里郡斜里町本町29番地8	
	北海道斜里郡斜里町港町1番地	平成19年12月19日移転 ----- 平成19年12月20日登記
公告をする方法	北海道新聞に掲載する	
会社成立の年月日	平成16年11月1日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中心市街地の整備に関する企画、調査・設計及びコンサルタント業務 2. 商店街など商業の振興を図るための共同事業に関する企画、調査・設計、運営及び受託業務 3. 土地・建物の有効利用に関する企画、調査・設計及びコンサルタント業務 4. 店舗等商業施設の企画、建設、受託及び管理運営に関する業務 5. タウンマネジメントに関する企画、調査・研究、設計及び管理業務 6. テナント（テナントミックスを図るための店舗）募集・店舗誘致業務 7. 駐車場等商業基盤施設の企画、建設運営の受託及び委託業務 8. 上記各号に付帯する一切の業務 	
発行可能株式総数	500株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 307株	平成19年12月19日変更 ----- 平成19年12月20日登記
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月2日登記	
資本金の額	金3070万円	平成19年12月19日変更 ----- 平成19年12月20日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	

役員に関する事項	取締役	<u>片山源太</u>	平成30年12月10日重任
			平成30年12月25日登記
	取締役	片山源太	令和2年12月26日重任
			令和3年1月12日登記
	取締役	<u>高橋一成</u>	平成30年12月10日重任
			平成30年12月25日登記
	取締役	<u>高橋一成</u>	令和2年12月26日重任
			令和3年1月12日登記
			令和3年10月4日辞任
			令和3年12月23日登記
	取締役	<u>土田好起</u>	平成30年12月10日重任
			平成30年12月25日登記
	取締役	<u>土田好起</u>	令和2年12月26日重任
			令和3年1月12日登記
			令和3年10月31日辞任
			令和3年12月23日登記
取締役	<u>長屋慶治</u>	平成30年12月10日重任	
		平成30年12月25日登記	
取締役	<u>長屋慶治</u>	令和2年12月26日重任	
		令和3年1月12日登記	
		令和3年12月20日辞任	
		令和3年12月23日登記	
取締役	<u>元木誠二</u>	平成30年12月10日重任	
		平成30年12月25日登記	
取締役	元木誠二	令和2年12月26日重任	
		令和3年1月12日登記	

北海道斜里郡斜里町港町1番地
株式会社斜里工房しれとこ屋

	取締役	<u>野 尻 勝 規</u>	平成30年12月10日重任 平成30年12月25日登記
	取締役	野 尻 勝 規	令和 2年12月26日重任 令和 3年 1月12日登記
	代表取締役	<u>野 尻 勝 規</u>	平成30年12月10日重任 平成30年12月25日登記
	代表取締役	野 尻 勝 規	令和 2年12月26日重任 令和 3年 1月12日登記
	監査役	<u>土 橋 利 文</u>	平成30年12月10日重任 平成30年12月25日登記
			令和 3年12月20日辞任 令和 3年12月23日登記
	監査役	<u>中 村 嘉 成</u>	平成30年12月10日重任 平成30年12月25日登記
			令和 3年10月 2日辞任 令和 3年12月23日登記
	監査役	長 屋 慶 治	令和 3年12月20日就任 令和 3年12月23日登記
	吸収合併	令和3年9月10日北海道斜里郡斜里町港町1番地株式会社彩フードシステムを合併 令和 3年 9月10日登記	
	取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記
	監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記

北海道斜里郡斜里町港町1番地
株式会社斜里工房しれとこ屋

登記記録に関する 事項	設立	平成16年11月 1日登記
----------------	----	---------------



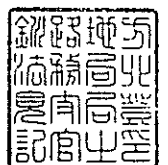
これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(釧路地方法務局北見支局管轄)

令和 4年11月 7日

釧路地方法務局北見支局
登記官

金子 寿 郎



整理番号 ハ064094

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

4 / 4

(株)斜里工房しれとこ屋 株式名簿

2022/10/31現在
1株=100,000円

順位	判定基準となる株主(社員)及び同族関係者		株式数	
	住 所	氏 名	同属会社で ない法人株主	その他の 株主等
1	斜里町本町24	(株)野尻正武商店	48	
2	東京都世田谷区 宮坂3-20-17	(株)セブン・シスターズ	47	
3	斜里町新光町29-6	高橋 秀樹		20
4	斜里町豊倉62-8	(有)片山電気商会	15	
5	斜里町文光町48	(株)長屋工業	15	
6	斜里町本町12	斜 里 町	15	
7	斜里町本町24-16	野尻 勝規		10
8	斜里町本町29-1	片山 源太		10
9	東京都墨田区緑4-2-4 (本町21-8)	日下 尚子		10
10	斜里町港町 1	元木 誠二		10
11	斜里町本町6-2	河面 浩光		10
12	斜里町文光町49-11	長屋 慶治		5
13	斜里町文光町31-6	田中 アヤ子		5
14	斜里町豊倉50	大成工業(株)	5	
15	斜里町中斜里18-29	(株)佐藤製材工場	5	
16	斜里町豊倉55-61	(有)丹羽工務店	2	
17	斜里町港町1番地	(株)斜里工房しれとこ屋		75

152	155
合 計	307

定 款

平成16年 9月15日 発起人会決議

平成16年 9月29日 公証人承認

平成16年10月19日 取締役会決議

平成16年11月 1日 登記

平成22年12月14日 変更(第25条3)

株式会社 斜里工房しれとこ屋

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社斜里工房しれとこ屋と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 中心市街地の整備に関する企画、調査・設計及びコンサルタント業務
2. 商店街など商業の振興を図るための共同事業に関する企画、調査・設計、運営及び受託業務
3. 土地・建物の有効利用に関する企画、調査・設計及びコンサルタント業務
4. 店舗等商業施設の企画、建設、受託及び管理運営に関する業務
5. タウンマネジメントに関する企画、調査・研究、設計及び管理業務
6. テナント（テナントミックスを図るための店舗）募集・店舗誘致業務
7. 駐車場等商業基盤施設の企画、建設運営の受託及び委託業務
8. 上記各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を北海道斜里郡斜里町に置く。

(公 告)

第4条 当社の公告は、北海道新聞に掲載する。

第2章 株 式

(会社が発行する株式総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は、500株とする。

(株券の種類)

第6条 当社の発行する株券は、記名式とし、1株券・5株券・10株券・20株券の4種類とする。このほかに、20株未満の株式については、その株式数を表示した株券を発行することができる。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式の取扱い)

第8条 株式の名義書換その他株式の取扱いに関する手続き及び手数料等については、取締役会で定める。

(株主名簿の閉鎖及び基準日)

第9条 当社は、毎年営業年度末日の翌日から定時株主総会終了の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。

- 2 前項のほか、株主または質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告して一定期間株主名簿の記載の変更を停止し、または基準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第10条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(招集者)

第11条 当会社の株主総会は、法令に特段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集する。

- 2 代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

(議 長)

第12条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれにあたる。

- 2 代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって決する。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合は、代理人は代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 15 条 株主総会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過及び結果を記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名捺印し 10 年間会社に保存するものとする。

第 4 章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

(取締役及び監査役の数)

第 16 条 当社の取締役は 3 名以上 10 名以内とし、監査役は 3 名以内とする。

(取締役及び監査役の選任の方法)

第 17 条 当社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権のある発行済株式の総数の 3 分の 1 以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役及び監査役の任期)

第 18 条 取締役の任期は、就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、就任後 4 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残任期間と同一とする。

3 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残任期間と同一とする。

(取締役会の権限)

第 19 条 取締役会は、取締役をもってこれを構成し、法令または本定款に定める事項
その他当会社の業務の執行を決定する。

(取締役会の招集及び議長)

第 20 条 取締役会は、代表取締役社長がこれを招集しその議長となる。

- 2 取締役会は、代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定められた順序により他の取締役がこれにあたる。

(招集通知)

第 21 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して
発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを省略して開くことができる。

(決 議)

第 22 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。
ただし、決議につき特別の利害関係を有する取締役は、決議権を行使できない。

(取締役会規則)

第 23 条 取締役会に関する事項は、本定款に定めのある場合を除き、取締役会規則に
よる。

(議事録)

第 24 条 取締役会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過及び結果を

記載し、議長及び出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印し10年間会社に保存するものとする。

(取締役社長並びに取締役専務の選任)

第25条 取締役会は決議をもって、取締役社長1名を選任する。

- 2 取締役会は決議をもって、取締役専務若干名を選任することができる。
- 3 取締役社長は、この会社を代表する。

(報酬)

第26条 取締役及び監査役の報酬は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(営業年度)

第27条 会社の当営業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までとする。

(利益配当)

第28条 営業年度の利益配当は、毎営業年度末日現在における株主名簿に記載された株主または登録質権者に支払うものとする。ただし、利益配当金はその支払開始の日から3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に関して発行する株式)

第29条 当会社の設立に際して発行する株式は100株とし、その発行価格は1株につき金10万円とする。

(最初の取締役及び監査役)

第30条 当会社の最初の取締役及び監査役は、次のとおりである。

取締役	野 尻 孝 二
取締役	山 内 壽 昭
取締役	片 山 源 太
取締役	日 下 尚 子
取締役	高 橋 一 成
取締役	土 田 好 起
取締役	長 屋 慶 治
取締役	元 木 誠 二
監査役	田 中 正 義
監査役	土 橋 利 文
監査役	中 村 嘉 成

(発起人の氏名、住所及び引受株数)

第31条 発起人の氏名、住所及び発起人が引受けた株式の数は次のとおりである。

北海道斜里郡斜里町本町24番地16

10株 野 尻 孝 二

北海道斜里郡斜里町文光町 60 番地 5

10 株 山 内 壽 昭

北海道斜里郡斜里町本町 29 番地 1

10 株 片 山 源 太

東京都墨田区緑 4 丁目 2 番 4 号

10 株 日 下 尚 子

北海道斜里郡斜里町光陽町 15 番地 14

10 株 高 橋 一 成

北海道斜里郡斜里町字豊倉 67 番地

10 株 土 田 好 起

北海道斜里郡斜里町光陽町 52 番地 7

10 株 土 橋 利 文

北海道斜里郡斜里町長文光町 63 番地 15

10 株 中 村 嘉 成

北海道斜里郡斜里町文光町 4 番地 12

10 株 元 木 誠 二

北海道斜里郡斜里町文光町 31 番地 6

5 株 田 中 正 義

北海道斜里郡斜里町文光町 48 番地 2

5 株 長 屋 慶 治

以上、株式会社 斜里工房しれとこ屋を設立するために、ここに定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

平成 16 年 9 月 21 日

発 起 人 野 尻 孝 二

発 起 人 山 内 壽 昭

発 起 人 片 山 源 太

発 起 人 日 下 尚 子

発 起 人 高 橋 一 成

発 起 人 土 田 好 起

発 起 人 土 橋 利 文

発 起 人 中 村 嘉 成

発 起 人 元 木 誠 二

発 起 人 田 中 正 義

発 起 人 長 屋 慶 治

決 算 報 告 書

(第 15 期)

自 平成30年11月 1日
至 令和 1年10月31日

株式会社 斜里工房しれとこ屋

貸借対照表

令和 1年10月31日 現在

株式会社 斜里工房しれとこ屋

(単位： 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	12,074,714	【流動負債】	8,289,839
現金及び預金	9,900,678	未払金	558,134
商 品	401,166	未払法人税等	210,900
立 替 金	290,000	未払消費税等	621,100
未 収 入 金	1,482,870	前 受 金	6,888,000
【固定資産】	47,962,439	預 り 金	11,705
【有形固定資産】	45,182,345	【固定負債】	17,038,000
建 物	38,766,458	長期借入金	9,342,500
建物附属設備	4,768,218	預り保証金	7,695,500
構 築 物	1,536,882	負債の部合計	25,327,839
機 械 装 置	1	純 資 産 の 部	
工 具 器 具 備 品	110,836	【株主資本】	34,709,314
【投資その他の資産】	2,780,094	資 本 金	30,700,000
出 資 金	30,500	利 益 剰 余 金	4,509,314
長 期 貸 付 金	2,500,000	その他利益剰余金	4,509,314
長 期 前 払 費 用	249,594	繰越利益剰余金	4,509,314
		自 己 株 式	-500,000
		純資産の部合計	34,709,314
資産の部合計	60,037,153	負債及び純資産合計	60,037,153

損 益 計 算 書

自 平成30年11月 1日
至 令和 1年10月31日

株式会社 斜里工房しれとこ屋

(単位： 円)

科 目	金 額
【売上高】	
管 理 受 託 料	14,457,500
施 設 利 用 料	805,850
グ ッ ズ 収 入	1,566,350
飲 料 販 売 収 入	302,246
テナント賃貸料収入	17,217,808
売 上 高 合 計	34,349,754
【売上原価】	
期 首 商 品 棚 卸 高	479,340
当 期 商 品 仕 入 高	899,272
合 計	1,378,612
期 末 商 品 棚 卸 高	401,166
売 上 原 価	977,446
売 上 総 利 益 金 額	33,372,308
【販売費及び一般管理費】	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 合 計	33,089,876
営 業 利 益 金 額	282,432
【営業外収益】	
受 取 利 息	46
受 取 配 当 金	955
雑 収 入	257,327
営 業 外 収 益 合 計	258,328
【営業外費用】	
支 払 利 息	258,772
営 業 外 費 用 合 計	258,772
経 常 利 益 金 額	281,988
税 引 前 当 期 純 利 益 金 額	281,988
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	210,900
当 期 純 利 益 金 額	71,088

販売費及び一般管理費内訳書

自 平成30年11月 1日
至 令和 1年10月31日

株式会社 斜里工房しれとこ屋

(単位： 円)

科 目	金 額
給 料 手 当	3,521,070
法 定 福 利 費	304,897
福 利 厚 生 費	24,945
広 告 宣 伝 費	337,477
会 議 費	5,678
旅 費 交 通 費	3,600
通 信 費	187,464
販 売 促 進 費	10,935
消 耗 品 費	827,456
修 繕 費	621,464
水 道 光 熱 費	2,394,601
諸 会 費	32,000
支 払 手 数 料	2,161,254
賃 借 料	1,528,728
リ ー 入 料	221,227
保 険 料	186,342
租 税 公 課	2,742,700
減 価 償 却 費	4,724,714
雑 費	83,824
動 力 水 道 光 熱 費	6,536,975
保 守 及 び 点 検 委 託 料	648,000
清 掃 委 託 費	1,702,620
出 向 料	2,256,845
諸 経 費	443,543
燃 料 費	373,571
委 託 費	1,207,946
販売費及び一般管理費合計	33,089,876

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 平成30年11月 1日
至 令和 1年10月31日

株式会社 斜里工房しれとこ屋

(単位： 円)

【株主資本】

資 本 金	当期首残高		30,700,000
	当期末残高		30,700,000
利 益 剰 余 金			
そ の 他 利 益 剰 余 金			
繰 越 利 益 剰 余 金	当期首残高		4,438,226
	当期変動額	当期純利益金額	71,088
	当期末残高		4,509,314
利 益 剰 余 金 合 計	当期首残高		4,438,226
	当期変動額		71,088
	当期末残高		4,509,314
自 己 株 式	当期首残高		-500,000
	当期末残高		-500,000
株 主 資 本 合 計	当期首残高		34,638,226
	当期変動額		71,088
	当期末残高		34,709,314
純 資 産 の 部 合 計	当期首残高		34,638,226
	当期変動額		71,088
	当期末残高		34,709,314

個 別 注 記 表

株式会社 斜里工房しれとこ屋

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 66,579,668円

一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	114,931 円 50 銭
一株当たり当期純利益金額	235 円 39 銭

決 算 報 告 書

(第 16 期)

自 令和 1年11月 1日
至 令和 2年10月31日

株式会社 斜里工房しれとこ屋

貸借対照表

令和 2年10月31日 現在

株式会社 斜里工房しれとこ屋

(単位： 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	12,146,470	【流動負債】	8,739,097
現金及び預金	9,276,113	未払金	348,960
売掛金	200	未払法人税等	285,500
商 品	226,487	未払消費税等	1,177,400
立替金	240,000	前受金	6,915,000
未収入金	2,403,670	預り金	12,237
【固定資産】	44,419,300	【固定負債】	13,048,000
【有形固定資産】	40,691,975	長期借入金	5,352,500
建 物	36,898,196	預り保証金	7,695,500
建物附属設備	2,594,548	負債の部合計	21,787,097
構 築 物	1,129,954	純 資 産 の 部	
機 械 装 置	1	【株主資本】	34,778,673
工 具 器 具 備 品	69,276	資 本 金	30,700,000
【投資その他の資産】	3,727,325	利 益 剰 余 金	4,578,673
出 資 金	40,500	その他利益剰余金	4,578,673
長期貸付金	3,500,000	繰越利益剰余金	4,578,673
長期前払費用	186,825	自 己 株 式	-500,000
		純資産の部合計	34,778,673
資産の部合計	56,565,770	負債及び純資産合計	56,565,770

損 益 計 算 書

自 令和 1年11月 1日
至 令和 2年10月31日

株式会社 斜里工房しれとこ屋

(単位： 円)

科 目	金 額	額
【売上高】		
管 理 受 託 料	14,612,650	
施 設 利 用 料	756,000	
グ ッ ズ 収 入	1,374,405	
飲 料 販 売 収 入	250,693	
テナント賃貸料収入	15,066,458	
売 上 高 合 計		32,060,206
【売上原価】		
期 首 商 品 棚 卸 高	401,166	
当 期 商 品 仕 入 高	705,060	
合 計	1,106,226	
期 末 商 品 棚 卸 高	226,487	
売 上 原 価		879,739
売 上 総 利 益 金 額		31,180,467
【販売費及び一般管理費】		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 合 計		33,380,260
営 業 損 失 金 額		2,199,793
【営業外収益】		
受 取 利 息	46	
受 取 配 当 金	955	
雑 収 入	2,723,161	
営 業 外 収 益 合 計		2,724,162
【営業外費用】		
支 払 利 息	169,510	
営 業 外 費 用 合 計		169,510
経 常 利 益 金 額		354,859
税 引 前 当 期 純 利 益 金 額		354,859
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税		285,500
当 期 純 利 益 金 額		69,359

販売費及び一般管理費内訳書

自 令和 1年11月 1日
至 令和 2年10月31日

株式会社 斜里工房しれとこ屋

(単位： 円)

科 目				金 額
給	料	手	当	3,516,521
法	定	福	利 費	343,391
福	利	厚	生 費	15,426
広	告	宣	伝 費	531,723
接	待	交	際 費	6,565
会		議	費	5,194
旅	費	交	通 費	10,400
通		信	費	193,082
消	耗	品	費	744,267
修		繕	費	1,458,940
水	道	光	熱 費	2,126,335
諸		会	費	38,000
支	払	手	数 料	2,348,447
賃		借	料	1,532,228
リ	一	入	料	194,004
保		險	料	187,087
租	税	公	課	2,739,600
減	価	償	却 費	4,490,370
雑			費	89,130
動	力	水	道 光 熱 費	6,252,893
保	守	及	び 点 検 委 託 料	698,500
清	掃	委	託 費	1,533,400
出		向	料	2,277,550
諸		経	費	291,943
燃		料	費	454,492
器	具	備	品 費	91,520
委		託	費	1,209,252
販売費及び一般管理費合計				33,380,260

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 令和 1年11月 1日
至 令和 2年10月31日

株式会社 斜里工房しれとこ屋

(単位： 円)

【株主資本】

資 本 金	当期首残高	30,700,000
	当期末残高	30,700,000
利 益 剰 余 金		
その 他 利 益 剰 余 金		
繰 越 利 益 剰 余 金	当期首残高	4,509,314
	当期変動額 当期純利益金額	69,359
	当期末残高	4,578,673
利 益 剰 余 金 合 計	当期首残高	4,509,314
	当期変動額	69,359
	当期末残高	4,578,673
自 己 株 式	当期首残高	-500,000
	当期末残高	-500,000
株 主 資 本 合 計	当期首残高	34,709,314
	当期変動額	69,359
	当期末残高	34,778,673
純 資 産 の 部 合 計	当期首残高	34,709,314
	当期変動額	69,359
	当期末残高	34,778,673

個 別 注 記 表

株式会社 斜里工房しれとこ屋

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 71,070,038円

一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	115,161 円 17 銭
一株当たり当期純利益金額	229 円 67 銭

決 算 報 告 書

(第 17 期)

自 令和 2年11月 1日
至 令和 3年10月31日

株式会社 斜里工房しれとこ屋

貸借対照表

令和 3年10月31日 現在

株式会社 斜里工房しれとこ屋

(単位： 円)

資 産 の 部 科 目	金 額	負 債 の 部 科 目	金 額
【流動資産】	8,742,942	【流動負債】	8,258,462
現金及び預金	8,092,551	未払金	334,609
売掛金	800	未払法人税等	206,000
商品	432,863	未払消費税等	774,700
立替金	80,000	前受金	6,915,000
未収入金	136,728	預り金	28,153
【固定資産】	36,705,561	【固定負債】	24,894,754
【有形固定資産】	36,501,929	長期借入金	19,125,000
建物	35,029,934	預り保証金	5,769,754
建物附属設備	652,268	負債の部合計	33,153,216
構築物	723,076		
機械装置	1	純 資 産 の 部	
工具器具備品	27,716	【株主資本】	12,295,287
一括償却資産	68,934	資本金	30,700,000
【投資その他の資産】	203,632	利益剰余金	-8,104,713
出資金	70,500	その他利益剰余金	-8,104,713
長期前払費用	133,132	繰越利益剰余金	-8,104,713
		自己株式	-10,300,000
		純資産の部合計	12,295,287
資産の部合計	45,448,503	負債及び純資産合計	45,448,503

損 益 計 算 書

自 令和 2年11月 1日
至 令和 3年10月31日

株式会社 斜里工房しれとこ屋

(単位： 円)

科 目	金 額
【売上高】	
管 理 受 託 料	14,503,000
施 設 利 用 料	755,810
グ ッ ズ 収 入	1,421,740
飲 料 販 売 収 入	248,918
テナント賃貸料収入	14,468,207
売 上 高 合 計	31,397,675
【売上原価】	
期 首 商 品 棚 卸 高	226,487
当 期 商 品 仕 入 高	1,168,356
合 計	1,394,843
期 末 商 品 棚 卸 高	432,863
売 上 原 価	961,980
売 上 総 利 益 金 額	30,435,695
【販売費及び一般管理費】	
販売費及び一般管理費合計	31,088,560
営 業 損 失 金 額	652,865
【営業外収益】	
受 取 利 息	41
受 取 配 当 金	955
雑 収 入	552,380
営 業 外 収 益 合 計	553,376
【営業外費用】	
支 払 利 息	96,396
営 業 外 費 用 合 計	96,396
経 常 損 失 金 額	195,885
税引前当期純損失金額	195,885
法人税・住民税及び事業税	206,000
当 期 純 損 失 金 額	401,885

販売費及び一般管理費内訳書

自 令和 2年11月 1日
至 令和 3年10月31日

株式会社 斜里工房しれとこ屋

(単位： 円)

科 目	金 額
給 料 手 当	3,711,900
法 定 福 利 費	351,585
福 利 厚 生 費	48,039
広 告 宣 伝 費	83,903
接 待 交 際 費	19,190
会 議 費	24,430
旅 費 交 通 費	11,300
通 信 費	200,386
消 耗 品 費	808,009
修 繕 費	612,645
水 道 光 熱 費	2,060,555
諸 会 費	51,400
支 払 手 数 料	2,432,094
賃 借 料	1,532,228
リ ー ス 料	53,064
保 険 料	217,185
租 税 公 課	2,971,750
寄 付 金	10,000
減 価 償 却 費	4,293,446
雑 費	77,588
動 力 水 道 光 熱 費	5,312,958
保 守 及 び 点 検 委 託 料	451,000
清 掃 委 託 費	1,555,400
出 向 料	2,138,000
諸 経 費	397,927
燃 料 費	442,900
器 具 備 品 費	4,378
委 託 費	1,220,300
販売費及び一般管理費合計	31,088,560

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 令和 2年11月 1日
至 令和 3年10月31日

株式会社 斜里工房しれとこ屋

(単位： 円)

【株主資本】

資 本 金	当期首残高		30,700,000
	当期末残高		30,700,000
利 益 剰 余 金			
そ の 他 利 益 剰 余 金			
繰 越 利 益 剰 余 金	当期首残高		4,578,673
	当期変動額	当期純利益金額	-401,885
		企業結合による増加	-12,281,501
	当期末残高		-8,104,713
利 益 剰 余 金 合 計	当期首残高		4,578,673
	当期変動額		-12,683,386
	当期末残高		-8,104,713
自 己 株 式	当期首残高		-500,000
	当期変動額	自己株式の取得	-9,800,000
	当期末残高		-10,300,000
株 主 資 本 合 計	当期首残高		34,778,673
	当期変動額		-22,483,386
	当期末残高		12,295,287
純 資 産 の 部 合 計	当期首残高		34,778,673
	当期変動額		-22,483,386
	当期末残高		12,295,287

個 別 注 記 表

株式会社 斜里工房しれとこ屋

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 75,633,243円

一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	52,996 円 93 銭
一株当たり当期純利益金額	-1,732 円 26 銭

道の駅しゃり管理業務協定書（案）

斜里町長 馬場 隆（以下「委託者」という。）と株式会社 斜里工房しれとこ屋 代表取締役社長 野尻 勝規（以下「受託者」という。）は、斜里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年斜里町条例第 22 号。以下「手続条例」という。）第 7 条の規定に基づき、道の駅しゃり管理業務（以下「管理業務」という。）に関し次のとおり協定を締結する。

（指定期間）

第 1 条 受託者が管理を行う期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

（管理業務）

第 2 条 受託者が行う管理業務の内容は、道の駅しゃり（以下「道の駅」という。）の設置及び管理に関する条例（平成 18 年条例第 39 号。以下「施設条例」という。）第 5 条の第 1 号から第 4 号の規定に基づき、別表 1 のとおりとする。

（事業計画）

第 3 条 受託者が行う管理に係る計画は、別紙「管理業務の計画書」のとおりとする。

（利用料金）

第 4 条 道の駅の有料施設の利用料金（以下「利用料金」という。）は、受託者の収入とする。

2 受託者は、施設条例に定める金額の範囲内において、あらかじめ委託者の承認を得て、利用料金の額を定めるものとする。

（指定管理料）

第 5 条 委託者は、受託者に対し、管理業務に要する費用総額のうち、利用料金による収入を除いた費用（以下「指定管理料」という。）として、次の金額を支払うものとする。

令和 5 年度 金 14,503,000 円（内取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,318,454 円）

令和 6 年度 金 14,503,000 円（内取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,318,454 円）

令和 7 年度 金 14,503,000 円（内取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,318,454 円）

なお、税法の改正により、消費税の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税相当額は、変動後の税率により計算する。

2 委託者は、指定管理料を年 2 回払いとし、4 月と 9 月に受託者の指定する口座に振り込むものとする。

3 指定期間内に管理業務の内容、租税、物価、賃金等の著しい変動により指定管理料の変更が必要となったと認められるとき、委託者又は受託者は指定管理料の変更を求めることができる。その場合の取扱いについては委託者受託者協議の上決定する。

（事業報告）

第 6 条 受託者は、毎年 5 月 31 日までに、前年度の管理業務に係る次の事業報告書を作成し、委託者に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
 - ア 前年度の管理業務の実施状況報告書
 - イ 前年度の管理に係る収支決算書
 - ウ 前年度の受託者の経営状況を説明する書類（収支（損益）計算書、貸借対照表、財産目録等）
 - エ その他委託者が必要と認める書類

(指定の取り消し及び管理業務の停止)

第7条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の一部又は全部の停止を命ずることができる。

- (1) 地方自治法第244条の2第10項の規定による報告の要求又は調査に対して、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。
 - (2) 地方自治法第244条の2第10項の規定による指示に故意に従わないとき。
 - (3) 施設条例若しくはこれの施行に関する規則又はこの協定に定める規定に違反したとき。
 - (4) 斜里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び斜里町公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務取扱要領に定める申請資格（以下「申請資格」という。）を失ったとき。
 - (5) 指定管理者の申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
 - (6) 経営状況の悪化等により管理業務を行うことが不可能又は著しく困難になったとき。
 - (7) 組織的な非違行為が行われていた場合など、管理業務を行わせておくことが不可能、著しく困難又は社会通念上著しく不相当と判断されるとき。
 - (8) 管理業務が行われないうとき。
- 2 前項の規定により指定管理者の指定が取り消されたときは、同時にこの協定も効力を失うものとする。この場合において、受託者は、指定を取り消された日から60日以内に、第6条に規定する事業報告書を委託者に提出しなければならない。
- 3 委託者は、第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の停止を命じたときは、既に受託者に対して支払った管理費用の全部又は一部を返還させることができる。

(工事及び修繕)

第8条 道の駅において工事又は修繕が必要な場合における費用負担の区分は、次に掲げるところによる。

- (1) 委託者が負担すべき費用
 - ア 施設の設置そのものに関わるもの
 - イ 施設及び付属設備の基本性能の確立に関わるもの
 - ウ 耐用年数が経過した施設及び付属設備の更新に関わるもの
 - エ 町民の要望及び委託者の施策により政策的に実施するもの
- (2) 受託者が負担すべき費用
 - ア 利用者等における毀損又は故障に関わるもの
 - イ 善良なる維持管理の不履行に起因するもの
 - ウ 操作ミス等の過失によるもの

(備品の管理)

第9条 この協定の締結時において管理業務を行うための備品のうち委託者に所有権が帰属するものは、別表2のとおりとする。

- 2 受託者は、前条又は前項の備品を毀損し、若しくは滅失したとき、又はこれが使用できなくなったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の承認を受けなければならない。
- 3 受託者は、第6条の事業報告の際、毎年度末における備品の保管状況について報告しなければならない。

(物品の帰属)

第10条 受託者が管理業務費用により購入する物品は、委託者に帰属するものとする。

(秘密の保持)

第11条 受託者は、管理業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(斜里町個人情報保護条例の適用)

第12条 受託者は、斜里町個人情報保護条例(平成13年斜里町条例第37号)第5条の規定により、管理業務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(管理業務の第三者への委託)

第13条 受託者は、管理業務を一括して第三者に委託することはできない。ただし、管理業務の主要部分ではない施設の維持補修、警備、清掃等の業務については、個々に委託者の承認を受けて委託することができる。

(管理業務の調査及び指示)

第14条 委託者は、道の駅の管理の適正を期するため、受託者に対して、管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実施について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(緊急時の対応)

第15条 受託者は、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、受託者は速やかに必要な措置を講ずるとともに、委託者を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報し、委託者の指示を受けなければならない。

(損害の賠償)

第16条 受託者は、管理業務を行うにあたって、受託者の責に帰すべき事由により第三者又は委託者に損害を与えたときは、速やかに委託者に報告するとともに、その損害を賠償しなければならない。

(帳簿等の保管及び整備)

第17条 受託者は、次に掲げる帳簿等を常に整備し、これを5年間保管しなければならない。

- (1) 金銭出納簿その他の経理書類
- (2) 管理業務に関する実施状況報告書、収支決算書、団体の経営状況を説明する書類
- (3) その他委託者が指定する書類

(協定の改定)

第18条 この協定で定めた事項については、原則として改定しない。ただし、次に掲げる特別の事情があるときは、委託者受託者協議の上、協定の改定をするものとする。

- (1) 施設条例の規定を改正するとき。
- (2) 道の駅の一部を新設し、又は廃止するとき。
- (3) 災害が発生したときその他協定を改正する必要があると認められるとき。

(斜里町行政手続条例の適用)

第19条 受託者は、斜里町行政手続条例（平成9年斜里町条例第1号）の規定により、利用の許可に係る審査基準、標準処理期間、処分基準の設定及び公表、その他必要な措置をとらなければならない。

(情報の公開)

第20条 受託者が保有する管理業務に関わる文書の公開については、斜里町情報公開条例（平成9年斜里町条例第30号）の定めによるものとする。

(原状回復等)

第21条 受託者は、指定期間が終了したときは、速やかに施設を原状に回復した上、管理業務に必要なものを委託者又は委託者が指定する者に引き継がなければならない。

(変更の届出)

第22条 受託者は、申請資格に変更があった場合は、速やかに委託者に届出なければならない。

(協定に定めのない事項)

第23条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、委託者受託者協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 斜里町本町12番地
斜里町長 馬場 隆

受託者 斜里町港町1番地
株式会社 斜里工房しれとこ屋
代表取締役社長 野尻 勝規

別表 1 (第 2 条関係)

管理業務の内容

施設名	管理業務の内容
道の駅しやり	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用の許可等に関する事。 2. 利用料金の徴収に関する事。 3. 施設及び設備の管理運営に関する事。 4. 施設及び施設敷地内の清掃・除雪に関する事。 5. 備品等の利用及び管理に関する事。 6. 道路情報などの情報端末機の維持管理に関する事。 7. 地域情報の提供に関する事。 8. 施設を活用したイベントの企画及び実施に関する事。 9. 毎月の利用実績に関する事。 10. 利用者の事故等緊急時の対応に関する事。 11. その他町長が必要と認める業務に関する事。

別表 2 (第 9 条関係)

備品台帳

(記載省略)

指定管理者の管理運営評価シート

評価期間：令和2年4月～令和3年3月

施設名	道の駅しゃり	
指定管理者	名称	斜里工房しれとこ屋
	所在地	斜里町港町1番地
指定管理料	3年総額 43,509,000円 (年額 14,503,000円)	
指定期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日 (3年間)	
評価担当課	産業部 商工観光課	
施設の概要	<p>【所在地】斜里町港町37番地</p> <p>【目的】地位交流拠点の場として産業振興及び地域活性化を図る。</p> <p>【構造】鉄骨鉄筋コンクリート構造</p> <p>【運営方針】快適な施設環境の維持や施設利用者へのサービスに努め効率的な運営を行う。</p>	
指定管理者の業務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施設の管理運営及び維持に関すること 2. 施設の利用に係る料金の徴収及び減免に関すること 3. 施設の安全対策に関すること 4. その他必要と認めること 	

(1項目5点)

	評価項目	評価の内容	自己評価	所管課 評価	備考
1	管理運営の職員 体制	事業計画書どおりの職員配置がなされているか	5	5	
		事業目的に則した職員指導が行われているか	3	3	
	15点	指定管理業務の全部、又は主たる業務を再委託していないか	4	4	
2	施設及び整備の 管理運営に関する 業務	協定書等に基づき適正に維持管理業務が実施されているか	4	4	
		整理整頓、清掃がなされており、外観・植栽等についても美観を損なっていないか	4	4	
		法定保守点検等について、点検内容、時期等が適切に実施されているか	4	4	
		効率的な施設管理と管理運営費の縮減に努めているか	4	4	
3	サービス向上への 取り組み状況	ホームページ等で積極的に情報提供が行われているか	4	3	積極的な発信、更新は行われていない
		情報提供コーナー等で観光情報・交通情報を常に提供しているか	4	4	
	25点	特定の利用者を優遇したり、法令に基づく手続きを経ることなく、利用を制限している事例はないか	5	5	
		利用者に対する満足度調査を行ったか	4	4	アンケート調査の実施
		苦情やトラブルに対し適切、迅速に対応しているか	4	4	苦情、意見等に対する対応及び記録

	評価項目	評価の内容	自己評価	所管課 評価	備考
4	防犯・防災対策 への取組状況 10点	緊急時の連絡体制は整っているか。避難訓練等 は実施されているか	4	4	
		リスクに応じた保険等に加入しているか	5	5	イベント保険加入
5	個人情報保護の 措置状況 5点	個人情報は適正に管理されているか	4	4	
6	経理の執行管理 状況 15点	適正に経理処理が実施されているか	4	4	
		収支計画書と大きな隔たりはないか	4	4	
		定められた使用料等を適正に収受しているか	5	5	
7	施設利用状況 5点	前年同期と比較し、利用者数、施設稼働率に著 しい差異はないか	3	3	添付資料参照
8	町への報告体制 の確保 5点	月例報告、実績報告、その他必要な報告が適切 に提出されているか	4	5	毎月の月例に加え、毎日 の業務日報の提出等、報 告・連絡体制が確立され ている。
9	今後、検討調整 が必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・情報端末の廃止及びWiFi環境の整備 ・館内のリニューアル 情報・特産品コーナーの見直しなど ・情報タッチパネルの映像入れ替え ・内・外観の老朽化に伴う修繕 			
10	今後の管理方針	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナウイルス感染拡大防止対策の取組 ・更なる施設の適正な維持管理を行い、経費削減に努める 			
自己総合評価 (100点満点) = 82点			自己評価区分 = A		
所管課総合評価 (100点満点) = 82点			所管課評価区分 = A		

■評価の基準

5点	非常に良い
4点	良い
3点	普通又は該当なし
2点	悪い
1点	非常に悪い

評価区分

- S** 目標や計画を上回る成果があり、特に優れていた。
(90点以上 1点項目なし)
- A** 目標や計画どおりの成果があり、適性な管理が行われた。
(75～89点 1点項目なし)
- B** 目標や計画を下回る点があり、管理運営に対する努力が必要
である。
(61点～74 1点項目なし)
- C** 管理運営が不適切な点があり、業務改善勧告の措置を講
じるべきである。
(60点以下)

指定管理者の管理運営評価シート

評価期間：令和3年4月～令和4年3月

施設名	道の駅しやり	
指定管理者	名称	斜里工房しれとこ屋
	所在地	斜里町港町1番地
指定管理料	3年総額 43,509,000円 (年額 14,503,000円)	
指定期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日 (3年間)	
評価担当課	産業部 商工観光課	
施設の概要	<p>【所在地】斜里町港町37番地</p> <p>【目的】地位交流拠点の場として産業振興及び地域活性化を図る。</p> <p>【構造】鉄骨鉄筋コンクリート構造</p> <p>【運営方針】快適な施設環境の維持や施設利用者へのサービスに努め効率的案運営を行う。</p>	
指定管理者の業務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施設の管理運営及び維持に関すること 2. 施設の利用に係る料金の徴収及び減免に関すること 3. 施設の安全対策に関すること 4. その他必要と認めること 	

(1項目5点)

	評価項目	評価の内容	自己評価	所管課 評価	備考
1	管理運営の職員 体制 15点	事業計画書どおりの職員配置がなされているか	5	5	
		事業目的に則した職員指導が行われているか	3	4	
		指定管理業務の全部、又は主たる業務を再委託していないか	4	4	
2	施設及び整備の 管理運営に関する 業務 20点	協定書等に基づき適正に維持管理業務が実施されているか	4	4	
		整理整頓、清掃がなされており、外観・植栽等についても美観を損なっていないか	4	4	
		法定保守点検等について、点検内容、時期等が適切に実施されているか	4	4	
		効率的な施設管理と管理運営費の縮減に努めているか	4	4	
3	サービス向上への 取り組み状況 25点	ホームページ等で積極的に情報提供が行われているか	4	3	積極的な発信、更新は行われていない
		情報提供コーナー等で観光情報・交通情報を常に提供しているか	4	4	
		特定の利用者を優遇したり、法令に基づく手続きを経ることなく、利用を制限している事例はないか	5	5	
		利用者に対する満足度調査を行ったか	4	4	アンケート調査の実施
		苦情やトラブルに対し適切、迅速に対応しているか	4	4	苦情、意見等に対する対応及び記録

	評価項目	評価の内容	自己評価	所管課 評価	備考
4	防犯・防災対策 への取組状況 10点	緊急時の連絡体制は整っているか。避難訓練等 は実施されているか	4	4	
		リスクに応じた保険等に加入しているか	5	5	イベント保険加入
5	個人情報保護の 措置状況 5点	個人情報は適正に管理されているか	4	4	
6	経理の執行管理 状況 15点	適正に経理処理が実施されているか	4	4	
		収支計画書と大きな隔たりはないか	4	4	
		定められた使用料等を適正に収受しているか	5	5	
7	施設利用状況 5点	前年同期と比較し、利用者数、施設稼働率に著 しい差異はないか	3	3	添付資料参照
8	町への報告体制 の確保 5点	月例報告、実績報告、その他必要な報告が適切 に提出されているか	4	4	毎月の月例に加え、毎日 の業務日報の提出等、報 告・連絡体制が確立され ている。
9	今後、検討調整 が必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・WiFi 環境の整備 ・館内のリニューアル 情報・特産品コーナーの見直しなど ・情報タッチパネルの映像入れ替え ・内・外観の老朽化に伴う修繕 			
10	今後の管理方針	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナウイルス感染拡大防止対策の取組 ・更なる施設の適正な維持管理を行い、経費削減に努める 			
自己総合評価 (100点満点) = 82点			自己評価区分 = A		
所管課総合評価 (100点満点) = 82点			所管課評価区分 = A		

■評価の基準

5点	非常に良い
4点	良い
3点	普通又は該当なし
2点	悪い
1点	非常に悪い

評価区分

- S** 目標や計画を上回る成果があり、特に優れていた。
(90点以上 1点項目なし)
- A** 目標や計画どおりの成果があり、適的な管理が行われた。
(75～89点 1点項目なし)
- B** 目標や計画を下回る点があり、管理運営に対する努力が必要
である。
(61点～74点 1点項目なし)
- C** 管理運営が不適切な点があり、業務改善勧告の措置を講
じるべきである。
(60点以下)

公の施設（道の駅うとろ・シリエトク）に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 1 2 月 1 4 日提出

斜里町長 馬 場 隆

記

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

施 設 名 称	所 在 地
道の駅うとろ・シリエトク	斜里町ウトロ西 1 8 6 番地 8

2 指定管理者の所在地、名称及び代表者名

斜里町本町 2 9 番地 8

特定非営利活動法人 知床斜里町観光協会

会 長 野 尻 勝 規

3 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日

公の施設に係る指定管理者の指定議案

説 明 資 料

1. 道の駅うとろ・シリエトク

①道の駅うとろ・シリエトクの指定管理者の指定経過	・・・ P 1
②指定申請書	・・・ P 2
・管理業務の計画書	
・収支計画書	
・資格関係書類（登記簿謄本、団体の定款等）	
③管理業務協定書（案）	・・・ P 2 8
④参考資料（管理運営評価シート）	・・・ P 3 3

道の駅うとろ・シリエトクの指定管理者の指定経過

<p>1. 第1回指定管理者選定委員会の開催</p> <p>(1) 委員会の構成 副町長（委員長）・関係部課長及び担当者 計 8名</p> <p>(2) 開催日 令和4年10月7日（金）</p> <p>(3) 選定方法の決定</p> <ul style="list-style-type: none">・道の駅うとろ・シリエトクの設置目的を達成するためには、情報提供や観光客の受け入れ案内など観光事業に精通し、施設の維持管理やテナントとの連携・調整など、迅速な対応が可能な団体を選定することが適当である。・平成19年4月から道の駅うとろ・シリエトクの指定管理者として、維持管理の実績があり、安定した運営を行っている。・上記により、斜里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、特定非営利活動法人知床斜里町観光協会を公募によることなく指定管理者の候補として選定する。 <p>(4) 選定基準の決定について</p> <ul style="list-style-type: none">・斜里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1号から第5号とする。 <p>(5) 申請受付期間の決定</p> <p>令和4年10月11日から令和4年11月9日</p>
<p>2. 指定管理者の候補者への通知</p> <p>令和4年10月11日</p>
<p>3. 指定申請書類の受理</p> <p>令和4年11月7日</p>
<p>4. 第2回指定管理者選定委員会の開催</p> <p>(1) 委員会の構成 副町長（委員長）・関係部課長及び担当者 計 8名</p> <p>(2) 開催日 令和4年11月17日（木）</p> <p>(3) 申請書類の審査</p> <p>斜里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1号から第5号の選定基準に基づき適否を審査し、申請内容が適当であると認定する。</p> <p>(4) 指定の適否</p> <p>上記により、特定非営利活動法人知床斜里町観光協会を指定管理者に指定すべき相手方とすることを決定する。</p>

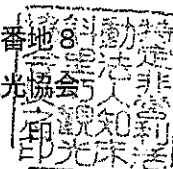
第1号様式(第3条関係)



令和4年11月7日

斜里町長 馬場 隆 様

申請者 住所 北海道斜里郡斜里町本町29番地8
団体名 特定非営利活動法人知床斜里町観光協会
代表者名 会長 野尻勝規



指 定 申 請 書

次のとおり公の施設の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

施設名	道の駅うとろ・シリエトク
施設の所在地	斜里郡斜里町ウトロ西186番地8
提出書類	<ul style="list-style-type: none">・事業計画書（管理業務の計画書、管理に係る収支計画書）・経営状況報告書（令和1年度、2年度、3年度の貸借対照表、令和4年度の収支予算書）・登記簿謄本・定款
担当責任者名	事務局長 新村 武志
連絡先	0152-22-2125
その他	

管 理 業 務 の 計 画 書

申請年月日 令和4年11月7日

1. 施設の管理に係る基本方針

申請者	所在地	北海道斜里郡斜里町本町29番地8				
	(フリガナ)	トクテイエイリカトウホクゾウソシロトコシヤリチョウカンコウキョウカイ				
	商号又は名称	特定非営利活動法人知床斜里町観光協会				
	(フリガナ)	カイチョウ ノジリカツノリ				
	代表者の職氏名	会 長	野尻勝規			
	郵便番号	099-4113	電話番号	0152-22-2125	FAX 番号	0152-23-6226
管理実績	管理運営実績のある施設	施設の所在地	主な業務内容	開始年月		
	ウトロ温泉夕陽台の湯	斜里町ウトロ東429番地	施設清掃管理 料金徴収等	令和2年5月開始 令和4年11月終了		
	ウトロ国設知床野営場	斜里郡斜里町ウトロ香川	施設清掃管理 料金徴収等	令和4年6月開始 令和4年9月終了		
管理運営の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係条例、規定を遵守しセンターハウス及び交流広場等の適正な維持管理を図ります。 ・ 世界自然遺産知床の玄関口として観光情報、交通情報等の提供を行い、観光振興に努めます。 ・ 知床を訪れる観光客の満足度をあげるために、テナント業者と連携し、更なるサービスの充実を図ります。 ・ 地域住民及び観光客の憩いの場となるよう施設の適正運営に努めます。 ・ 施設を訪れるすべての来訪者が快適に利用できる施設運営を目指します。 					
管理運営の職員体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤3名体制で施設の管理運営を行い、テナント業者と連絡を図りながら、施設の適正運営に努めます。 ・ 施設等問題点があれば速やかに対応できる体制を整え、職員間の連携を密にします。 					

2. 業務計画（令和5年度～令和7年度）

業 務 名	内 容	実施方法（時期・回数）
センターハウス及び周辺施設清掃業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設は毎日清掃と巡回を行い、利用者が快適に利用できる施設環境を維持します。 ・ 更に、施設周辺の清掃を行い、屋外の環境整備に努めます。 	通 年
施設及び設備の維持管理に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の設備等の点検を励行し、適正な管理に努めます。 ・ テナント業者との連絡調整を行い、効率的な施設管理を行います。 ・ 安全性を第一に施設等財産の保全に努めます。 	通 年
情報コーナーの運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光、道路情報等の情報を集約し、利用者に対しリアルタイムの情報を発信するように努めます。 ・ 情報端末、映像放映、展示パネル等情報設備の維持管理に努めます。 	通 年
センターハウス来客者数の報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月1回、入口カウンター器による施設来客者数の報告を実施します。 	通 年
道の駅トイレ清掃管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎日の清掃と巡回を行い、常に清潔で利用者に喜ばれるよう、適正な維持管理に努めます。 	通 年
事故・苦情処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故、苦情等については迅速に対応し、関係機関に速やかに報告します。 	通 年

道の駅うとろ・シリエトク指定管理に係る収支計画書

【収入】

(単位：円)

科 目	令和5年度 計 画 額	令和6年度 計 画 額	令和7年度 計 画 額	適 用
管理委託料	3,530	3,530	3,530	
テナント管理料	8,968	8,968	8,968	
(株)ユートピア知床	(6,499)	(6,499)	(6,499)	
ウトロ漁業協同組合	(2,469)	(2,469)	(2,469)	
合 計	12,498	12,498	12,498	

【支出】

(単位：円)

科 目	令和5年度 計 画 額	令和6年度 計 画 額	令和7年度 計 画 額	適 用
共済費	450	450	450	
社会保険料等	(450)	(450)	(450)	
賃金	2,000	2,000	2,000	
管理者賃金	(2,000)	(2,000)	(2,000)	
需用費	3,050	3,050	3,050	
消耗品費	(450)	(450)	(450)	
修繕料	(200)	(200)	(200)	
燃料費	(1,300)	(1,300)	(1,300)	
光熱水費	(1,100)	(1,100)	(1,100)	
役務費	600	600	600	
通信運搬費	(100)	(100)	(100)	
手数料	(500)	(500)	(500)	
委託料	4,577	4,577	4,577	
清掃委託料	(3,055)	(3,055)	(3,055)	
設備保守点検委託料	(850)	(850)	(850)	
除排雪委託料	(130)	(130)	(130)	
特別清掃委託料	(320)	(320)	(320)	
施設警備委託料	(222)	(222)	(222)	
賃借料	144	144	144	
除雪機借上料	(144)	(144)	(144)	
原材料				
花壇花苗代				
小 計	10,821	10,821	10,821	
諸経費及び共通経費	541	541	541	
消費税(10%)	1,136	1,136	1,136	
合 計	12,498	12,498	12,498	

履歴事項全部証明書

北海道斜里郡斜里町本町29番地8
 特定非営利活動法人知床斜里町観光協会

会社法人等番号	4603-05-001693
名称	特定非営利活動法人知床斜里町観光協会
主たる事務所	北海道斜里郡斜里町本町29番地8
法人成立の年月日	平成19年5月28日
目的等	<p>目的及び事業</p> <p>この法人は、知床国立公園及びその周辺地域において、観光関係者や住民が本地域の自然、景観、文化などの地域資源を見つめ直し、それを生かした観光まちづくり事業を推進することにより、世界自然遺産にふさわしい地域を目指し、観光の振興を通して本地域の活性化に寄与することを目的とする。</p> <p>この法人は、上記の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動をおこなう。</p> <p>(1) まちづくりの推進を図る活動 (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 (3) 環境の保全を図る活動 (4) 経済活動の活性化を図る活動</p> <p>この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 観光まちづくり構想の総合的な企画、調整に関する事業 (2) 観光まちづくりのイベントの企画、運営に関する事業 (3) 観光客の誘致、受入事業 (4) 景観・環境の美化、保全事業 (5) 情報発信事業 (6) 芸術、スポーツの普及・発展に関する事業 (7) 知床及びその周辺地域内外の関連団体との交流、連携事業 (8) 施設の管理、運営及びその受託事業 (9) 観光商品の企画、斡旋及び販売 (10) 漁業、農業等の他産業との連携事業 (11) 観光まちづくり人材育成事業 (12) 旅行業法に基づく旅行業 (13) 前各号の事業に付帯する事業 (14) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業</p> <p>この法人は、特定非営利活動の円滑な遂行を資するため、次に掲げるその他の事業を行うことができる。</p> <p>(1) 役務の提供 (2) 不動産の管理、運営</p> <p style="text-align: right;">平成24年 2月 8日変更 平成24年 2月10日登記</p>

北海道斜里郡斜里町本町29番地8
 特定非営利活動法人知床斜里町観光協会

役員に関する事項	北海道斜里郡斜里町本町24番地16 理事 野尻勝規	平成29年 6月 1日就任 ----- 平成29年 6月21日登記
	北海道斜里郡斜里町本町24番地16 理事 野尻勝規	令和 1年 5月27日重任 ----- 令和 1年 6月26日登記
	北海道斜里郡斜里町本町24番地16 理事 野尻勝規	令和 3年 6月 4日重任 ----- 令和 3年 7月 1日登記
登記記録に関する事項	設立	平成19年 5月28日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

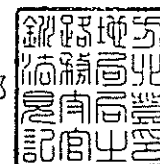
(釧路地方法務局北見支局管轄)

令和 4年11月 4日

釧路地方法務局北見支局

登記官

金子 寿 郎



特定非営利活動法人 知床斜里町観光協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人知床斜里町観光協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を斜里町内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、知床国立公園及びその周辺地域において、観光関係者や住民が本地域の自然、景観、文化などの地域資源を見つめ直し、それを生かした観光まちづくり事業を推進することにより、世界自然遺産にふさわしい地域を目指し、観光の振興を通して本地域の活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動をおこなう。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光まちづくり構想の総合的な企画、調整に関する事業
- (2) 観光まちづくりのイベントの企画、運営に関する事業
- (3) 観光客の誘致、受入事業
- (4) 景観・環境の美化、保全事業
- (5) 情報発信事業
- (6) 芸術、スポーツの普及・発展に関する事業
- (7) 知床及びその周辺地域内外の関連団体との交流、連携事業
- (8) 施設の管理、運営及びその受託事業
- (9) 観光商品の企画、斡旋及び販売
- (10) 漁業、農業等の他産業との連携事業
- (11) 観光まちづくり人材育成事業
- (12) 旅行業法に基づく旅行業

(13) 前各号の事業に付帯する事業

(14) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、特定非営利活動の円滑な遂行を資するため、次に掲げるその他の事業を行うことができる。

(1) 役務の提供

(2) 不動産の管理、運営

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障のない限り行うものとし、収益が生じた場合は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

(1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人または法人

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人または法人

(3) 特別会員 この法人に功労のあった者または学識経験者で、理事会において特別会員として推薦された個人または法人

(入 会)

第7条 正会員の入会については、特に条件を定めない。

2 正会員または賛助会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により会長に申し込むものとし、会長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 会長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

4 特別会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承認をもって会員となる。

(会 費)

第8条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 本人が死亡し、または会員である法人が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(拋出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の拋出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上～30名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を会長、6名以内を副会長とする。

3 必要に応じ専務理事、常務理事を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 会長、副会長、専務理事、常務理事は理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長はこの法人を代表し、その職務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

3 専務理事、常務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の常務を処理する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2項の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し、不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要あるときには、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(事務局及び職員)

第20条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。

3 職員は会長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について、議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任及び解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の5日前までに正会員に通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することはできない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否

同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項第2号及び第51条の適用については、出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び議長が指名した、議事録署名人2人以上が、署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、毎年2回開催する。

- 2 理事会は、次の各号の一つに該当する場合には開催しなければならない。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の5日前までに理事に対して通知しなければならない。ただし、理事全員の同意があるときは、招集の手続きを省略することができる。

(議 長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議 決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定により、あらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の理事を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び議長が指名した、議事録署名人2人以上が、署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて、特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正ができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数決による議決を経、かつ、次項に掲げる軽微な事項を除いて所轄庁の認証を受けなければならない。

2 前項の軽微な事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 所轄庁の変更を伴わない主たる事務所および従たる事務所の所在地の変更
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の処分)

第53条 この法人が解散（合併または破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、斜里町に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければならない。

第9章 公告の方法

(公告)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示板に掲示して行う

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(附則)

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

会 長 上野 洋司
副会長 桑島 繁行
久野 聖一
梅澤 征雄
佐々木富美男
小池 孝一
川村 國博
理 事 松島 治
木幡純一郎
横田 和久
山内 壽昭
喜來 規幸
藤枝 靖
山本 隆
松田 義文

高桑美智子
午未 治男
大森 一
監 事 野尻 孝二
佐々木 英一

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成19年度の総会までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成20年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費	正会員	個人	一口	1,000円	法人	一口	5,000円
	賛助会員	個人	一口	1,000円	法人	一口	5,000円

この定款は、令和3年6月4日から施行する。

この定款の写しは、原本と相違ないことを証明する。

北海道斜里郡斜里町29番地8
特定非営利活動法人知床斜里町観光協会
会 長 野 尻 勝 規

平成 31 年度 貸借対照表

令和 2 年 3 月 31 日 現在

特定非営利活動法人知床斜里町観光協会

科 目	金額 (単位: 円)		科 目	金額 (単位: 円)	
I 資産の部			II 負債の部		
1 流動資産			1 流動負債		
現金及び預金	7,663,931		未払金	9,028,309	
商品	2,072,571		預り金	1,046,688	
未収会費	1,060,000		源泉税預り金	87,210	
未収金	8,877,181		住民税預り金	117,000	
立替金	25,000		仮受金	2,661,445	
流動資産合計		19,698,683	流動負債合計		12,940,652
2 固定資産			2 固定負債		
構築物	1,296,456		出資金繰入高	50,000	
什器備品	420,412		固定負債合計		50,000
出資金	1,555,000		負債合計		12,990,652
固定資産合計		3,271,868	III 正味財産の部		
資産合計		22,970,551	前期繰越正味財産額	4,173,020	
			当期正味財産増加額	5,806,879	
			正味財産合計		9,979,899
			負債及び正味財産合計		22,970,551

平成 31 年度 収支計算書

平成 31 年 4 月 1 日 から 令和 2 年 3 月 31 日 まで

特定非営利活動法人知床斜里町観光協会

科 目	金 額 (単 位 : 円)	
(資金収支の部)		
I 経常収入の部		
1 入会金収入		
2 会費収入		
正会員会費収入	18,169,000	18,169,000
3 事業収入		
事業収入	16,661,463	
販売売上	61,297,152	
維持管理収入	13,148,700	
受託収入	35,010,738	
その他事業収入	3,981,112	130,099,165
4 補助金等収入		
補助金等収入	27,833,200	27,833,200
5 負担金収入		
負担金収入	1,839,630	
協賛金収入	959,352	2,798,982
6 寄付金収入		
7 雑収入		
受取利息	556	
受取配当金	2,000	
雑収入	895,439	897,995
経常収入合計		179,798,342
II 経常支出の部		
1 事業費		
給料手当	29,196,330	
福利厚生費	1,834,082	
広告料	1,972,316	
旅費交通費	3,491,160	
通信運搬費	877,119	
消耗什器備品費	640,552	
消耗品費	4,547,299	
修繕費	1,384,982	
印刷製本費	903,760	
燃料費	7,074,258	
光熱水料費	12,060,047	
賃借料	3,185,533	
保険料	477,440	
諸謝金	60,000	
租税公課	18,400	
負担金	3,942,439	
設営費	824,450	
委託費	21,075,656	
仕入	45,644,350	
スタッフ経費	318,727	
出演料	322,400	
車両費	4,733,348	
会議費	184,916	
雑費	239,407	145,008,971
2 管理費		
給料手当	14,381,477	
福利厚生費	3,091,078	
広告料	186,000	
旅費交通費	185,540	
会議費	482,238	
通信運搬費	731,406	

特定非常利活動法人知床斜里町観光協会

科 目	金 額 (単 位 : 円)		
需要費	1,317,104		
車輛費	2,008,404		
消耗什器備品費	194,480		
印刷製本費	1,985,000		
燃料費	101,279		
賃借料	209,616		
報酬	688,970		
租税公課	2,676,437		
負担金	216,000		
寄付金支出	10,000		
支払利息	117,082		
減価償却費	372,553		
雑費	27,828	28,982,492	
經常支出合計			173,991,463
經常収支差額			5,806,879

令和 2 年度 貸借対照表

令和 3 年 3 月 31 日 現在

特定非営利活動法人知床斜里町観光協会

科 目	金額 (単位: 円)		科 目	金額 (単位: 円)	
I 資産の部			II 負債の部		
1 流動資産			1 流動負債		
現金及び預金	12,169,672		未払金	6,487,080	
商品	1,999,453		預り金	441,566	
未収会費	390,000		源泉税預り金	74,510	
未収金	5,503,823		住民税預り金	50,400	
立替金	240,800		仮受金	1,400	
流動資産合計		20,303,748	短期借入金	10,000,000	
			流動負債合計		17,054,956
2 固定資産			2 固定負債		
構築物	1,225,741		出資金繰入	50,000	
什器備品	244,152		固定負債合計		50,000
一括償却資産	137,867		負債合計		17,104,956
出資金	3,055,000				
固定資産合計		4,662,760	III 正味財産の部		
			前期繰越正味財産額	9,979,899	
			当期正味財産増加額	△ 2,118,347	
			正味財産合計		7,861,552
資産合計		24,966,508	負債及び正味財産合計		24,966,508

令和 2 年度 収支計算書

令和 2 年 4 月 1 日 から 令和 3 年 3 月 31 日 まで

特定非営利活動法人知床斜里町観光協会

科 目	金 額 (単 位 : 円)		
(資金収支の部)			
I 経常収入の部			
1 入会金収入			
2 会費収入			
正会員会費収入	1,310,000	1,310,000	
3 事業収入			
事業収入	10,256,880		
販売売上	720,655		
維持管理収入	11,080,888		
受託収入	21,142,320		
その他事業収入	9,637,244	52,837,987	
4 補助金等収入			
補助金等収入	33,583,642	33,583,642	
5 負担金収入			
負担金収入	1,500,000		
協賛金収入	380,000		
寄付金収入	40,000	1,920,000	
6 寄付金収入			
7 雑収入			
受取利息	951		
受取配当金	2,000		
雑収入	7,091,087	7,094,038	
経常収入合計			96,745,667
II 経常支出の部			
1 事業費			
給料手当	20,510,736		
福利厚生費	1,168,924		
広告料	398,152		
旅費交通費	53,720		
通信運搬費	936,422		
消耗什器備品費	128,700		
消耗品費	2,385,590		
修繕費	1,016,630		
印刷製本費	859,732		
燃料費	2,071,151		
光熱水料費	8,577,727		
賃借料	778,936		
保険料	270,330		
諸謝金	40,000		
租税公課	16,200		
負担金	25,368,270		
設営費	369,575		
委託費	9,540,890		
仕入	425,341		
車両費	3,055,651		
会議費	30,600		
雑費	98,201	78,101,478	
2 管理費			
給料手当	11,957,228		
福利厚生費	1,755,658		
広告料	19,800		
旅費交通費	71,020		
会議費	80,943		
通信運搬費	577,301		
消耗什器備品費	100,900		

特定非営利活動法人知床斜里町観光協会

科 目	金 額 (単 位 : 円)		
需要費	920,112		
車両費	1,349,467		
印刷製本費	152,900		
燃料費	82,334		
賃借料	209,616		
報酬	574,200		
租税公課	1,944,548		
負担金	307,072		
支払利息	253,170		
減価償却費	315,908		
雑費	90,359	20,762,536	
経常支出合計			98,864,014
経常収支差額			△ 2,118,347

令和 3 年度 貸借対照表

令和 4 年 3 月 31 日 現在

特定非営利活動法人知床斜里町観光協会

科 目	金額 (単位 : 円)		科 目	金額 (単位 : 円)	
I 資産の部			II 負債の部		
1 流動資産			1 流動負債		
現金及び預金	10,865,908		未払金	3,977,246	
商品	2,048,711		預り金	466,019	
未収会費	280,000		源泉税預り金	144,110	
未収金	4,310,306		住民税預り金	37,200	
流動資産合計		17,504,925	仮受金	3,300	
			短期借入金	10,000,000	
2 固定資産			流動負債合計		14,627,875
構築物	1,155,026				
什器備品	67,893		2 固定負債		
一括償却資産	68,934		出資金繰入	50,000	
出資金	3,050,000		固定負債合計		50,000
固定資産合計		4,341,853	負債合計		14,677,875
			III 正味財産の部		
			前期正味財産額	7,861,552	
			当期正味財産増加額	△ 692,649	
			正味財産合計		7,168,903
資産合計		21,846,778	負債及び正味財産合計		21,846,778

令和 3 年度 収支計算書

令和 3 年 4 月 1 日 から 令和 4 年 3 月 31 日 まで

特定非営利活動法人知床斜里町観光協会

科 目	金 額 (単 位 : 円)	
(資金収支の部)		
I 経常収入の部		
1 入会金収入		
2 会費収入		
正会員会費収入	3,525,000	3,525,000
3 事業収入		
事業収入	11,461,170	
販売売上	912,863	
維持管理収入	11,596,960	
受託収入	23,223,631	
その他事業収入	15,019,636	62,214,260
4 補助金等収入		
補助金等収入	26,979,200	26,979,200
5 負担金収入		
負担金収入	617,500	617,500
6 寄付金収入		
7 雑収入		
受取利息	176	
受取配当金	2,000	
雑収入	7,763,579	7,765,755
経常収入合計		101,101,715
II 経常支出の部		
1 事業費		
給料手当	21,343,532	
福利厚生費	884,496	
広告料	1,025,848	
旅費交通費	40,800	
通信運搬費	848,807	
消耗什器備品費	129,250	
消耗品費	2,120,386	
修繕費	1,500,915	
印刷製本費	868,709	
燃料費	2,736,953	
光熱水料費	8,483,529	
賃借料	893,958	
保険料	411,660	
諸謝金	90,000	
負担金	25,748,250	
設営費	754,710	
委託費	9,029,107	
仕入	509,241	
車輛費	3,469,187	
会議費	128,000	
雑費	93,804	81,111,142
2 管理費		
給料手当	12,631,173	
福利厚生費	2,292,770	
広告料	52,800	
旅費交通費	19,160	
会議費	30,384	
通信運搬費	657,932	
消耗什器備品費	61,600	
需要費	601,646	
車輛費	958,442	
印刷製本費	154,000	

特定非営利活動法人知床斜里町観光協会

科 目	金 額 (単 位 : 円)		
燃料費	88,172		
賃借料	209,616		
報酬	574,200		
租税公課	1,533,432		
負担金	234,072		
支払利息	184,746		
減価償却費	315,907		
雑費	83,170	20,683,222	
経常支出合計			101,794,364
経常収支差額			△ 692,649

道の駅うとろ・シリエトク管理業務協定書（案）

斜里町長 馬場 隆（以下「委託者」という。）と特定非営利活動法人 知床斜里町観光協会 会長 野尻 勝規（以下「受託者」という。）は、斜里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年斜里町条例第 22 号。以下「手続条例」という。）第 7 条の規定に基づき、道の駅うとろ・シリエトク管理業務（以下「管理業務」という。）に関し次のとおり協定を締結する。

（指定期間）

第 1 条 受託者が管理を行う期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

（管理業務）

第 2 条 受託者が行う管理業務の内容は、道の駅うとろ・シリエトク（以下「道の駅」という。）の設置及び管理に関する条例（平成 18 年条例第 38 号。以下「施設条例」という。）第 5 条の第 1 号から第 3 号の規定に基づき、別表 1 のとおりとする。

（事業計画）

第 3 条 受託者が行う管理に係る計画は、別紙「管理業務の計画書」のとおりとする。

（管理料金）

第 4 条 道の駅において、委託者の使用許可を受けて食堂及び売店等を行うものが負担する管理費用（以下「管理料金」という。）は、受託者の収入とする。

（指定管理料）

第 5 条 委託者は、受託者に対し、管理業務に要する費用総額のうち、利用料金による収入を除いた費用（以下「指定管理料」という。）として、次の金額を支払うものとする。

令和 5 年度 金 3,530,000 円（内取引に係る消費税及び地方消費税の額 320,909 円）

令和 6 年度 金 3,530,000 円（内取引に係る消費税及び地方消費税の額 320,909 円）

令和 7 年度 金 3,530,000 円（内取引に係る消費税及び地方消費税の額 320,909 円）

なお、税法の改正により、消費税の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税相当額は、変動後の税率により計算する。

2 委託者は、指定管理料を年 2 回払いとし、4 月と 9 月に受託者の指定する口座に振り込むものとする。

3 指定期間内に管理業務の内容、租税、物価、賃金等の著しい変動により指定管理料の変更が必要となったと認められるとき、委託者又は受託者は指定管理料の変更を求めることができる。その場合の取扱いについては委託者受託者協議の上決定する。

（事業報告）

第 6 条 受託者は、毎年 5 月 31 日までに、前年度の管理業務に係る次の事業報告書を作成し、委託者に提出しなければならない。

（1） 事業報告書

- ア 前年度の管理業務の実施状況報告書
- イ 前年度の管理に係る収支決算書
- ウ 前年度の受託者の経営状況を説明する書類（収支（損益）計算書、貸借対照表、財産目録等）
- エ その他委託者が必要と認める書類

（指定の取り消し及び管理業務の停止）

第7条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の一部又は全部の停止を命ずることができる。

- (1) 地方自治法第244条の2第10項の規定による報告の要求又は調査に対して、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。
 - (2) 地方自治法第244条の2第10項の規定による指示に故意に従わないとき。
 - (3) 施設条例若しくはこれの施行に関する規則又はこの協定に定める規定に違反したとき。
 - (4) 斜里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び斜里町公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務取扱要領に定める申請資格（以下「申請資格」という。）を失ったとき。
 - (5) 指定管理者の申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
 - (6) 経営状況の悪化等により管理業務を行うことが不可能又は著しく困難になったとき。
 - (7) 組織的な非違行為が行われていた場合など、管理業務を行わせておくことが不可能、著しく困難又は社会通念上著しく不相当と判断されるとき。
 - (8) 管理業務が行われなとき。
- 2 前項の規定により指定管理者の指定が取り消されたときは、同時にこの協定も効力を失うものとする。この場合において、受託者は、指定を取り消された日から60日以内に、第6条に規定する事業報告書を委託者に提出しなければならない。
- 3 委託者は、第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の停止を命じたときは、既に受託者に対して支払った管理費用の全部又は一部を返還させることができる。

（工事及び修繕）

第8条 道の駅において工事又は修繕が必要な場合における費用負担の区分は、次に掲げるところによる。

- (1) 委託者が負担すべき費用
 - ア 施設の設置そのものに関わるもの
 - イ 施設及び付属設備の基本性能の確立に関わるもの
 - ウ 耐用年数が経過した施設及び付属設備の更新に関わるもの
 - エ 町民の要望及び委託者の施策により政策的に実施するもの
- (2) 受託者が負担すべき費用
 - ア 利用者等における毀損又は故障に関わるもの
 - イ 善良なる維持管理の不履行に起因するもの
 - ウ 操作ミス等の過失によるもの

(備品の管理)

第9条 この協定の締結時において管理業務を行うための備品のうち委託者に所有権が帰属するものは、別表2のとおりとする。

2 受託者は、前条又は前項の備品を毀損し、若しくは滅失したとき、又はこれが使用できなくなったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の承認を受けなければならない。

3 受託者は、第6条の事業報告の際、毎年度末における備品の保管状況について報告しなければならない。

(物品の帰属)

第10条 受託者が管理業務費用により購入する物品は、委託者に帰属するものとする。

(秘密の保持)

第11条 受託者は、管理業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(斜里町個人情報保護条例の適用)

第12条 受託者は、斜里町個人情報保護条例（平成13年斜里町条例第37号）第5条の規定により、管理業務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(管理業務の第三者への委託)

第13条 受託者は、管理業務を一括して第三者に委託することはできない。ただし、管理業務の主要部分ではない施設の維持補修、警備、清掃等の業務については、個々に委託者の承認を受けて委託することができる。

(管理業務の調査及び指示)

第14条 委託者は、道の駅の管理の適正を期するため、受託者に対して、管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実施について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(緊急時の対応)

第15条 受託者は、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、受託者は速やかに必要な措置を講ずるとともに、委託者を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報し、委託者の指示を受けなければならない。

(損害の賠償)

第16条 受託者は、管理業務を行うにあたって、受託者の責に帰すべき事由により第三者又は委託者に損害を与えたときは、速やかに委託者に報告するとともに、その損害を賠償しなければならない。

(帳簿等の保管及び整備)

第17条 受託者は、次に掲げる帳簿等を常に整備し、これを5年間保管しなければならない。

(1) 金銭出納簿その他の経理書類

(2) 管理業務に関する実施状況報告書、収支決算書、団体の経営状況を説明する書類

(3) その他委託者が指定する書類

(協定の改定)

第18条 この協定で定めた事項については、原則として改定しない。ただし、次に掲げる特別の事情があるときは、委託者受託者協議の上、協定の改定をするものとする。

- (1) 施設条例の規定を改正するとき。
- (2) 道の駅の一部を新設し、又は廃止するとき。
- (3) 災害が発生したときその他協定を改正する必要があると認められるとき。

(斜里町行政手続条例の適用)

第19条 受託者は、斜里町行政手続条例（平成9年斜里町条例第1号）の規定により、利用の許可に係る審査基準、標準処理期間、処分基準の設定及び公表、その他必要な措置をとらなければならない。

(情報の公開)

第20条 受託者が保有する管理業務に関わる文書の公開については、斜里町情報公開条例（平成9年斜里町条例第30号）の定めによるものとする。

(原状回復等)

第21条 受託者は、指定期間が終了したときは、速やかに施設を原状に回復した上、管理業務に必要なものを委託者又は委託者が指定する者に引き継がなければならない。

(変更の届出)

第22条 受託者は、申請資格に変更があった場合は、速やかに委託者に届出なければならない。

(協定に定めのない事項)

第23条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、委託者受託者協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 斜里町本町12番地
斜里町長 馬場 隆

受託者 斜里町本町29番地8
特定非営利活動法人
知床斜里町観光協会
会長 野尻 勝規

別表1（第2条関係）

管理業務の内容

施設名	管理業務の内容
道の駅うとろ・シリエトク	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施設及び設備の管理運営に関すること。 2. 施設及び施設敷地内の清掃・除雪に関すること。 3. 備品等の利用及び管理に関すること。 4. 情報コーナーの情報端末機及び展示パネル等の維持管理に関すること。 5. 地域情報の提供に関すること。 6. テナント管理料金の請求、収納事務及び施設管理に係る物品等の購入・支払いに関すること。 7. 毎月の利用状況の報告に関すること。 8. 道の駅トイレの清掃管理に関すること。 9. 利用者の事故等緊急の対応に関すること。 10. その他町長が必要と認める業務に関すること。

別表2（第9条関係）

備品台帳

（記載省略）

指定管理者の管理運営評価シート

評価期間：令和2年4月～令和3年3月

施設名	道の駅うとろ・シリエトク	
指定管理者	名称	特定非営利活動法人 知床斜里町観光協会
	所在地	斜里町本町29番地8
指定管理料	3年総額10,044,000円（年額 3,348,000円）	
指定期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日（3年間）	
評価担当課	産業部 商工観光課	
施設の概要	<p>【所在地】斜里町ウトロ西186番地8</p> <p>【目的】知床を訪れる観光客等への、快適な休憩機能と地域情報の提供、特産品販売等による産業振興、及び地域活性化</p> <p>【構造】木造平屋建</p> <p>【運営方針】上記目的を達成するために、施設及び情報提供の適正な維持管理運営に努め、産業振興及び地域活性化を図る。</p>	
指定管理者の業務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施設及び設備の適正な維持管理に関すること 2. 地域情報や観光情報の適正な提供に関すること 3. 施設の安全対策、及び事故・苦情処理に関すること 4. その他必要と認めること 	

(1項目5点)

	評価項目	評価の内容	自己評価	所管課 評価	備考
1	管理運営の職員体制 15点	事業計画書どおりの職員配置がなされているか	5	5	
		事業目的に則した職員指導が行われているか	4	4	
		指定管理業務の全部、又は主たる業務を再委託していないか	4	4	
2	施設及び整備の管理運営に関する業務 20点	協定書等に基づき適正に維持管理業務が実施されているか	4	4	
		整理整頓、清掃がなされており、外観・植栽等についても美観を損なっていないか	4	4	
		法定保守点検等について、点検内容、時期等が適切に実施されているか	4	4	
		効率的な施設管理と管理運営費の縮減に努めているか	5	4	
3	サービス向上への取り組み状況 25点	ホームページ等で積極的に情報提供が行われているか	4	4	
		情報提供コーナー等で観光情報・交通情報を常に提供しているか	5	5	道の駅情報部門1位
		特定の利用者を優遇したり、法令に基づく手続きを経ることなく、利用を制限している事例はないか	4	4	
		利用者に対するの満足度調査を行ったか	3	3	利用者からの要望・質問は整理している。
		苦情やトラブルに対し適切、迅速に対応しているか	5	5	

	評価項目	評価の内容	自己評価	所管課 評価	備考
4	防犯・防災対策 への取組状況 10点	緊急時の連絡体制は整っているか。避難訓練等 は実施されているか	4	4	
		リスクに応じた保険等に加入しているか	4	4	
5	個人情報保護の 措置状況 5点	個人情報は適正に管理されているか	5	5	
6	経理の執行管理 状況 15点	適正に経理処理が実施されているか	4	4	
		収支計画書と大きな隔たりはないか	4	4	
		定められた使用料等を適正に収受しているか	5	5	
7	施設利用状況 5点	前年同期と比較し、利用者数、施設稼働率に著 しい差異はないか	5	5	
8	町への報告体制 の確保 5点	月例報告、実績報告、その他必要な報告が適切 に提出されているか	5	5	
9	今後、検討調整 が必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・混雑期の駐車場の対応 ・キャンピングカー等の宿泊者の対応及びその人達のゴミやトイレ利用の在り方 ・正月営業の検討 ・釣り人の長期滞在、駐車 			
10	今後の管理方針	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も利用者の利便性を図っていく。 ・観光案内所との連動性を活かし、情報発信を強化する。 ・施設管理については、関係機関、テナントと連携をとりながら運営していく。 			
自己総合評価 (100点満点) = 87点			自己評価区分 = A		
所管課総合評価 (100点満点) = 86点			所管課評価区分 = A		

■評価の基準

5点	非常に良い
4点	良い
3点	普通又は該当なし
2点	悪い
1点	非常に悪い

評価区分

- S** 目標や計画を上回る成果があり、特に優れていた。
(90点以上 1点項目なし)
- A** 目標や計画どおりの成果があり、適度な管理が行われた。
(75～89点 1点項目なし)
- B** 目標や計画を下回る点があり、管理運営に対する努力が必要
である。
(61点～74点 1点項目なし)
- C** 管理運営が不適切な点があり、業務改善勧告の措置を講
じるべきである。
(60点以下)

指定管理者の管理運営評価シート

評価期間：令和3年4月～令和4年3月

施設名	道の駅うとろ・シリエトク	
指定管理者	名称	特定非営利法人 知床斜里町観光協会
	所在地	斜里町本町29番地8
指定管理料	3年総額10,044,000円（年額 3,348,000円）	
指定期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日（3年間）	
評価担当課	産業部 商工観光課	
施設の概要	<p>【所在地】斜里町ウトロ西186番地8</p> <p>【目的】知床を訪れる観光客等への、快適な休憩機能と地域情報の提供、特産品販売等による産業振興、及び地域活性化</p> <p>【構造】木造平屋建て</p> <p>【運営方針】上記目的を達成するために、施設及び情報提供の適正な維持管理運営に努め、産業振興及び地域活性化を図る。</p>	
指定管理者の業務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施設及び設備の適正な維持管理に関すること 2. 地域情報や観光情報の適正な提供に関すること 3. 施設の安全対策、及び事故・苦情処理に関すること 4. その他必要と認めること 	

(1項目5点)

	評価項目	評価の内容	自己評価	所管課評価	備考
1	管理運営の職員体制 15点	事業計画書どおりの職員配置がなされているか	5	5	
		事業目的に則した職員指導が行われているか	4	4	
		指定管理業務の全部、又は主たる業務を再委託していないか	4	4	
2	施設及び整備の管理運営に関する業務 20点	協定書等に基づき適正に維持管理業務が実施されているか	4	4	
		整理整頓、清掃がなされており、外観・植栽等についても美観を損なっていないか	4	4	
		法定保守点検等について、点検内容、時期等が適切に実施されているか	4	4	
		効率的な施設管理と管理運営費の縮減に努めているか	5	4	
3	サービス向上への取り組み状況 25点	ホームページ等で積極的に情報提供が行われているか	4	4	
		情報提供コーナー等で観光情報・交通情報を常に提供しているか	5	5	道の駅情報部門1位
		特定の利用者を優遇したり、法令に基づく手続きを経ることなく、利用を制限している事例はないか	4	4	
		利用者に対する満足度調査を行ったか	3	3	利用者からの要望・質問は整理している。
		苦情やトラブルに対し適切、迅速に対応しているか	5	5	

		るか			
	評価項目	評価の内容	自己評価	所管課 評価	備考
4	防犯・防災対策 への取組状況 10点	緊急時の連絡体制は整っているか。避難訓練等 は実施されているか	4	4	
		リスクに応じた保険等に加入しているか	4	4	
5	個人情報保護の 措置状況 5点	個人情報は適正に管理されているか	5	5	
6	経理の執行管理 状況 15点	適正に経理処理が実施されているか	4	4	
		収支計画書と大きな隔たりはないか	4	4	
		定められた使用料等を適正に収受しているか	5	5	
7	施設利用状況 5点	前年同期と比較し、利用者数、施設稼働率に著 しい差異はないか	5	5	
8	町への報告体制 の確保 5点	月例報告、実績報告、その他必要な報告が適切 に提出されているか	5	5	
9	今後、検討調整 が必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・キャンピングカー等の宿泊者の対応及びその人達のゴミやトイレ利用の在り方 ・釣り人の長期滞在、駐車 			
10	今後の管理方針	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も利用者の利便性を図っていく。 ・観光案内所との連動性を活かし、情報発信を強化する。 ・施設管理については、関係機関、テナントと連携をとりながら運営していく。 			
自己総合評価 (100点満点) = 87点			自己評価区分 = A		
所管課総合評価 (100点満点) = 86点			所管課評価区分 = A		

■評価の基準

5点	非常に良い
4点	良い
3点	普通又は該当なし
2点	悪い
1点	非常に悪い

評価区分

- S** 目標や計画を上回る成果があり、特に優れていた。
(90点以上 1点項目なし)
- A** 目標や計画どおりの成果があり、適的な管理が行われた。
(75～89点 1点項目なし)
- B** 目標や計画を下回る点があり、管理運営に対する努力が必要
である。
(61点～74点 1点項目なし)
- C** 管理運営が不適切な点があり、業務改善勧告の措置を講
じるべきである。
(60点以下)

公の施設（ウトロ温泉夕陽台の湯）に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 1 2 月 1 4 日提出

斜里町長 馬 場 隆

記

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

施 設 名 称	所 在 地
ウトロ温泉夕陽台の湯	斜里町ウトロ東 4 2 9 番地

2 指定管理者の所在地、名称及び代表者名

斜里町本町 2 9 番地 8

特定非営利活動法人 知床斜里町観光協会
会 長 野 尻 勝 規

3 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日

公の施設に係る指定管理者の指定議案

説 明 資 料

1. ウトロ温泉夕陽台の湯

- | | | |
|------------------------|-------|----|
| ①ウトロ温泉夕陽台の湯の指定管理者の指定経過 | ・・・ P | 1 |
| ②指定申請書 | ・・・ P | 2 |
| ・管理業務の計画書 | | |
| ・収支計画書 | | |
| ・資格関係書類（登記簿謄本、団体の定款等） | （省略） | |
| ③管理業務協定書（案） | ・・・ P | 6 |
| ④参考資料（管理運営評価シート） | ・・・ P | 10 |

ウトロ温泉夕陽台の湯の指定管理者の指定経過

<p>1. 第1回指定管理者選定委員会の開催</p> <p>(1) 委員会の構成 副町長（委員長）・関係部課長及び担当者 計 6名</p> <p>(2) 開催日 令和4年10月7日（金）</p> <p>(3) 選定方法の決定</p> <ul style="list-style-type: none">・温泉施設の管理が重要な業務であり、地域住民はもとより、観光客、特にキャンプ場利用者への入浴サービス提供施設として各種観光施設との連携が求められること、供用期間が限定された施設であること、及び、従来から適切な管理を行っている。・上記により、斜里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、特定非営利活動法人知床斜里町観光協会を公募によることなく指定管理者の候補として選定する。 <p>(4) 選定基準の決定について</p> <ul style="list-style-type: none">・斜里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1号から第5号とする。 <p>(5) 申請受付期間の決定</p> <p>令和4年10月11日から令和4年11月9日</p>
<p>2. 指定管理者の候補者への通知</p> <p>令和4年10月11日</p>
<p>3. 指定申請書類の受理</p> <p>令和4年11月7日</p>
<p>4. 第2回指定管理者選定委員会の開催</p> <p>(1) 委員会の構成 副町長（委員長）・関係部課長及び担当者 計 8名</p> <p>(2) 開催日 令和4年11月17日（木）</p> <p>(3) 申請書類の審査</p> <p>斜里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1号から第5号の選定基準に基づき適否を審査し、申請内容が適当であると認定する。</p> <p>(4) 指定の適否</p> <p>上記により、特定非営利活動法人知床斜里町観光協会を指定管理者に指定すべき相手方とすることを決定する。</p>



令和4年11月7日

斜里町長 馬場 隆 様

申請者 住 所 斜里町本町29番地8

団 体 名 特定非営利活動法人知床斜里町観光協会

代表者名 会 長 野尻 勝規

指 定 申 請 書

次のとおり公の施設の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

施 設 名	ウトロ温泉夕陽台の湯
施設の所在地	斜里町ウトロ東429番地
提 出 書 類	<ul style="list-style-type: none">・ 事業計画書（管理業務の計画書、管理に係る収支計画書）・ 経営状況報告書（令和1年度、2年度、3年度の貸借対照表、令和4年度の収支予算書）・ 登記簿謄本・ 定款
担当責任者	事務局長 新村 武志
連 絡 先	電話番号 0152-22-2125 FAX 番号 0152-23-6226
そ の 他	

管 理 業 務 の 計 画 書

申請年月日 令和4年11月7日

1. 施設の管理に係る基本方針

申請者	所在地	北海道斜里郡斜里町本町29番地8				
	(フリガナ)	トクテイエイリカツノウホクジンソシトコシヤリチヨウカンコウキョウカイ				
	商号又は名称	特定非営利活動法人知床斜里町観光協会				
	(フリガナ)	カチヨウ ノジリカツノリ				
	代表者の職氏名	会 長	野尻勝規			
	郵便番号	099-4113	電話番号	0152-22-2125	FAX 番号	0152-23-6226
管理実績	管理運営実績のある施設	施設の所在地	主な業務内容	開始年月		
	ウトロ温泉夕陽台の湯	斜里町ウトロ東 429 番地	施設清掃管理 料金徴収等	令和2年5月開始 令和4年11月終了		
	ウトロ国設野営場	斜里郡斜里町ウトロ東	施設清掃管理 料金徴収等	令和4年 6月開始 令和4年 9月終了		
管理運営の基本方針	<p>魅力ある温泉施設として利用されるためには、どのような運営をされますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係条例、規定を遵守し利用者等の信頼を得るよう努めます。 ・ 効率的運営とサービス第一を主として利用者から愛される施設運営を行います。 ・ 地域住民及び観光客の憩いの場となるよう施設の適正運営に努めます。 ・ 施設利用者の拡大を図るとともに、地域の活性化に努めます。 					
管理運営の職員体制	<p>ウトロ温泉夕陽台の湯 常勤職員2名及び代替職員2名で運営</p> <p>事務局長、事務局職員も現場に出向き、施設等問題点があれば速やかに対処し円滑な業務を図ります。</p>					

2. 業務計画（令和5年度～令和7年度）

業 務 名	内 容	実施方法（時期・回数）
施設清掃業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設は毎日清掃し、良好な環境を維持します。 ・ 屋外の施設周辺も毎日清掃し環境整備に努めます。 ・ 循環装置、濾過装置等は毎年度開始前に洗浄を行い、常に清潔な状態を保ちます。 	通年 通年 年1回
事故・苦情処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光協会が責任を持って処理し、経過等について随時報告します。 	通年
施設及び、設備の点検業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の設備、機械の点検を励行し、適正な管理を行います。 ・ 必要な設備、機械に関しては専門業者と保守契約を締結し、維持管理に努めます。 	通年 通年
実績報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月1回、実績を集計し速やかに報告します。 	通年
営業方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設は常に清潔な状態を保ち、訪れたお客様がリピーターになるようサービスの向上に努めます。 ・ 国設知床野営場、その他観光施設と連携して集客増を図ります。 	通年

ウトロ夕陽台の湯 指定管理に係る収支計画書

令和5年度～令和7年度

【収入】

(単位:千円)

科 目	令和5年度 積算額	令和6年度 積算額	令和7年度 積算額	摘 要
指定管理料	4,547	4,547	4,547	
施設利用料	4,200	4,200	4,200	
販売売上	100	100	100	
合 計	8,847	8,847	8,847	

【支出】

(単位:千円)

科 目	令和5年度 積算額	令和6年度 積算額	令和7年度 積算額	摘 要
賃金	3,060	3,060	3,060	
職員賃金	2,340	2,340	2,340	
臨時職員賃金	720	720	720	
共済費	357	357	357	
原材料仕入れ	80	80	80	
需用費	2,650	2,650	2,650	
消耗備品費	450	450	450	
印刷製本費				
修繕費	200	200	200	
燃料費	800	800	800	
光熱水費	1,200	1,200	1,200	
役務費	1,574	1,574	1,574	
通信費	32	32	32	
リース料	192	192	192	5年間
手数料、保守管理料	1,350	1,350	1,350	
使用料				
小 計	7,721	7,721	7,721	
共通経費(5%)	386	386	386	
入 湯 税	740	740	740	
合 計	8,847	8,847	8,847	

ウトロ温泉夕陽台の湯管理業務協定書（案）

斜里町長 馬場 隆（以下「委託者」という。）と特定非営利活動法人 知床斜里町観光協会 会長 野尻 勝規（以下「受託者」という。）は、斜里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年斜里町条例第22号。以下「手続条例」という。）第7条の規定に基づき、ウトロ温泉夕陽台の湯（以下「夕陽台の湯」という。）の管理業務（以下「管理業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（指定期間）

第1条 受託者が管理を行う期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（管理業務）

第2条 受託者が行う管理業務の内容は、ウトロ温泉夕陽台の湯設置及び管理に関する条例（平成9年斜里町条例第27号）、（以下「施設条例」という。）の規定に基づき、次のとおりとする。

- (1) 夕陽台の湯の利用の許可に関する業務
- (2) 夕陽台の湯の施設及び設備の維持に関する業務
- (3) 夕陽台の湯の利用に係る料金の徴収に関する業務
- (4) その他夕陽台の湯の管理運営に関する業務で町長が必要と認める業務

（事業計画）

第3条 受託者が行う管理に係る計画は、別紙「事業計画書」のとおりとする。

（利用料金等）

第4条 夕陽台の湯の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、受託者の収入とする。

- 2 利用料金の額は、施設条例に定める金額の範囲内において、受託者が委託者の承認を受けて定める。
- 3 受託者は、前2項に定めるほか、あらかじめ委託者の承認を得て、施設の維持及び管理に係る経費の一部を徴収することができる。
- 4 受託者は、斜里町町税条例に規定する入湯税を毎月納入するものとする。

（指定管理料）

第5条 委託者は、受託者に対し、管理業務に要する費用総額のうち、他から求められる収入及び利用料金による収入を除いた費用（以下「指定管理料」という。）として次の金額を支払うものとする。

令和5年度 金 4,547,000円（内取引に係る消費税及び地方消費税の額 413,364円）

令和6年度 金 4,547,000円（内取引に係る消費税及び地方消費税の額 413,364円）

令和7年度 金 4,547,000円（内取引に係る消費税及び地方消費税の額 413,364円）

- 2 委託者は、指定管理料を年2回払いとし、4月と9月に受託者の指定する口座に振り込むものとする。
- 3 指定期間内に管理業務の内容、租税、物価、賃金等の著しい変動により指定管理料の変更が必要となったと認められるとき、委託者又は受託者は指定管理料の変更を求めることができる。その場合の取扱いについては委託者受託者協議の上決定する。

（事業報告）

第6条 受託者は、毎年5月31日までに、前年度の管理業務に係る次の事業報告書を作成し、委託者に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書

- ア 前年度の管理業務の実施状況報告書
- イ 前年度の管理に係る収支決算書
- ウ 前年度の受託者の経営状況を説明する書類（収支（損益）計算書、貸借対照表、財産目録等）
- エ その他委託者が必要と認める書類

（指定の取り消し及び管理業務の停止）

第7条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の一部又は全部の停止を命ずることができる。

- (1) 地方自治法第244条の2第10項の規定による報告の要求又は調査に対して、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。
 - (2) 地方自治法第244条の2第10項の規定による指示に故意に従わないとき。
 - (3) 施設条例若しくはこれらの施行に関する規則又はこの協定に定める規定に違反したとき。
 - (4) 斜里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び斜里町公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務取扱要領に定める申請資格（以下「申請資格」という。）を失ったとき。
 - (5) 指定管理者の申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
 - (6) 経営状況の悪化等により管理業務を行うことが不可能又は著しく困難になったとき。
 - (7) 組織的な非違行為が行われていた場合など、管理業務を行わせておくことが不可能、著しく困難又は社会通念上著しく不相当と判断されるとき。
 - (8) 管理業務が行われなとき。
- 2 前項の規定により指定管理者の指定が取り消されたときは、同時にこの協定も効力を失うものとする。この場合において、受託者は、指定を取り消された日から60日以内に、第6条に規定する事業報告書を委託者に提出しなければならない。
- 3 委託者は、第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の停止を命じたときは、既に受託者に対して支払った管理費用の全部又は一部を返還させることができる。

（工事及び修繕）

第8条 夕陽台の湯において工事又は修繕が必要な場合における費用負担の区分は、次に掲げるところによる。

- (1) 委託者が負担すべき費用
 - ア 施設の設置そのものに関わるもの
 - イ 施設及び付属設備の基本性能の確立に関わるもの
 - ウ 耐用年数が経過した施設及び付属設備の更新に関わるもの
 - エ 町民の要望及び委託者の施策により政策的に実施するもの
- (2) 受託者が負担すべき費用
 - ア 利用者等における毀損又は故障に関わるもの
 - イ 善良なる維持管理の不履行に起因するもの
 - ウ 操作ミス等の過失によるもの

（備品の管理）

第9条 この協定の締結時において管理業務を行うための備品のうち委託者に所有権が帰属するものは、別表のとおりとする。

- 2 受託者は、前条又は前項の備品を毀損し、若しくは滅失したとき、又はこれが使用できなくなったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の承認を受けなければならない。
- 3 受託者は、第5条の事業報告の際、毎年度末における備品の保管状況について報告しなければならない。

(物品の帰属)

第10条 受託者が管理業務費用により購入する物品は、委託者に帰属するものとする。

(秘密の保持)

第11条 受託者は、管理業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(斜里町個人情報保護条例の適用)

第12条 受託者は、斜里町個人情報保護条例（平成13年斜里町条例第37号）第5条の規定により、管理業務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(管理業務の第三者への委託)

第13条 受託者は、管理業務を一括して第三者に委託することはできない。ただし、管理業務の主要部分ではない施設の維持補修、警備、清掃等の業務については、個々に委託者の承認を受けて委託することができる。

(管理業務の調査及び指示)

第14条 委託者は、夕陽台の湯の管理の適正を期するため、受託者に対して、管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実施について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(緊急時の対応)

第15条 受託者は、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、受託者は速やかに必要な措置を講ずるとともに、委託者を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報し、委託者の指示を受けなければならない。

(損害の賠償)

第16条 受託者は、管理業務を行うにあたって、受託者の責に帰すべき事由により第三者又は委託者に損害を与えたときは、速やかに委託者に報告するとともに、その損害を賠償しなければならない。

(帳簿等の保管及び整備)

第17条 受託者は、次に掲げる帳簿等を常に整備し、これを5年間保管しなければならない。

- (1) 金銭出納簿その他の経理書類
- (2) 管理業務に関する実施状況報告書、収支決算書、団体の経営状況を説明する書類
- (3) その他委託者が指定する書類

(協定の改定)

第18条 この協定で定めた事項については、原則として改定しない。ただし、次に掲げる特別の事情があるときは、委託者受託者協議の上、協定の改定をするものとする。

- (1) 施設条例の規定を改正するとき。
- (2) 夕陽台の湯の一部を新設し、又は廃止するとき。
- (3) 災害が発生したときその他協定を改正する必要があると認められるとき。

(斜里町行政手続条例の適用)

第19条 受託者は、斜里町行政手続条例（平成9年斜里町条例第1号）の規定により、利用の許可に係る審査基準、標準処理期間、処分基準の設定及び公表、その他必要な措置をとらなければならない。

(情報の公開)

第20条 受託者が保有する管理業務に関わる文書の公開については、斜里町情報公開条例（平成9年6月27日条例第30号）の定めによるものとする。

(原状回復等)

第21条 受託者は、指定期間が終了したときは、速やかに施設を原状に回復した上、管理業務に必要なものを委託者又は委託者が指定する者に引き継がなければならない。

(変更の届出)

第22条 受託者は、申請資格に変更があった場合は、速やかに委託者に届出なければならない。

(協定に定めのない事項)

第23条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、委託者受託者協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 斜里町本町12番地
斜里町長 馬場 隆

受託者 斜里町本町29番地8
特定非営利活動法人
知床斜里町観光協会
会長 野尻 勝規

指定管理者の管理運営評価シート

評価期間：令和2年4月～令和3年3月

施設名	ウトロ温泉夕陽台の湯	
指定管理者	名称	特定非営利活動法人 知床斜里町観光協会
	所在地	斜里町本町29番地8
指定管理料	3年総額10,044,000円（年額 3,348,000円）	
指定期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日（3年間）	
評価担当課	産業部 商工観光課	
施設の概要	<p>【所在地】斜里町ウトロ東429番地</p> <p>【目的】温泉を備えた入浴施設を適正に維持管理し、観光客や地域住民の健康の増進を図る。</p> <p>【構造】鉄筋コンクリート</p> <p>【運営方針】管理費の節減と集客による収入確保を図り、サービスの向上並びに適正かつ効率的な施設管理運営を行う。</p>	
指定管理者の業務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施設及び設備の管理に関すること 2. 利用許可及び利用料金の徴収業務に関すること 3. 施設の安全対策に関すること 4. その他必要と認めること 	

(1項目5点)

	評価項目	評価の内容	自己評価	所管課評価	備考
1	管理運営の職員体制	事業計画書どおりの職員配置がなされているか	5	5	
		事業目的に則した職員指導が行われているか	4	4	
	15点	指定管理業務の全部、又は主たる業務を再委託していないか	5	5	
2	施設及び整備の管理運営に関する業務	協定書等に基づき適正に維持管理業務が実施されているか	5	4	
		整理整頓、清掃がなされており、外観・植栽等についても美観を損なっていないか	4	4	
		法定保守点検等について、点検内容、時期等が適切に実施されているか	5	5	
		効率的な施設管理と管理運営費の縮減に努めているか	4	4	
3	サービス向上への取り組み状況	ホームページ等で積極的に情報提供が行われているか	4	4	
		情報提供コーナー等で観光情報・交通情報を常に提供しているか	4	4	道の駅・キャンプ場との連携
		特定の利用者を優遇したり、法令に基づく手続きを経ることなく、利用を制限している事例はないか	5	5	
		利用者に対しての満足度調査を行ったか	4	4	
		苦情やトラブルに対し適切、迅速に対応しているか	5	4	

	評価項目	評価の内容	自己評価	所管課 評価	備考
4	防犯・防災対策 への取組状況 10点	緊急時の連絡体制は整っているか。避難訓練等 は実施されているか	4	4	
		リスクに応じた保険等に加入しているか	4	4	
5	個人情報保護の 措置状況 5点	個人情報は適正に管理されているか	5	5	
6	経理の執行管理 状況 15点	適正に経理処理が実施されているか	5	5	
		収支計画書と大きな隔たりはないか	4	4	
		定められた使用料等を適正に収受しているか	5	5	
7	施設利用状況 5点	前年同期と比較し、利用者数、施設稼働率に著 しい差異はないか	4	4	
8	町への報告体制 の確保 5点	月例報告、実績報告、その他必要な報告が適切 に提出されているか	5	5	
9	今後、検討調整 が必要な事項	・開業して20年以上が経過しているので、施設全般の点検、機器の更新が必要			
10	今後の管理方針	・経費削減も限界があるが、無駄のない経営を行っていく。 ・公共温泉施設としてキャンパーや地域住民にも愛される施設を目指す。			
自己総合評価 (100点満点) = 90点			自己評価区分 = S		
所管課総合評価 (100点満点) = 88点			所管課評価区分 = A		

■評価の基準

5点	非常に良い
4点	良い
3点	普通又は該当なし
2点	悪い
1点	非常に悪い

評価区分

- S** 目標や計画を上回る成果があり、特に優れていた。
(90点以上 1点項目なし)
- A** 目標や計画どおりの成果があり、適性な管理が行われた。
(75～89点 1点項目なし)
- B** 目標や計画を下回る点があり、管理運営に対する努力が必要
である。
(61点～74 1点項目なし)
- C** 管理運営が不適切な点があり、業務改善勧告の措置を講
じるべきである。
(60点以下)

指定管理者の管理運営評価シート

評価期間：令和3年4月～令和4年3月

施設名	ウトロ温泉夕陽台の湯	
指定管理者	名称	特定非営利活動法人 知床斜里町観光協会
	所在地	斜里町本町29番地8
指定管理料	3年総額10,044,000円（年額 3,348,000円）	
指定期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日（3年間）	
評価担当課	産業部 商工観光課	
施設の概要	<p>【所在地】斜里町ウトロ東429番地</p> <p>【目的】温泉を備えた入浴施設を適正に維持管理し、観光客や地域住民の健康の増進を図る。</p> <p>【構造】鉄筋コンクリート</p> <p>【運営方針】管理費の節減と集客による収入確保を図り、サービスの向上並びに適正かつ効率的な施設管理運営を行う。</p>	
指定管理者の業務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施設及び設備の管理に関する事 2. 利用許可及び利用料金の徴収業務に関する事 3. 施設の安全対策に関する事 4. その他必要と認める事 	

(1項目5点)

	評価項目	評価の内容	自己評価	所管課評価	備考
1	管理運営の職員体制	事業計画書どおりの職員配置がなされているか	5	5	
		事業目的に則した職員指導が行われているか	4	4	
	15点	指定管理業務の全部、又は主たる業務を再委託していないか	5	5	
2	施設及び整備の管理運営に関する業務	協定書等に基づき適正に維持管理業務が実施されているか	5	4	
		整理整頓、清掃がなされており、外観・植栽等についても美観を損なっていないか	4	4	
		法定保守点検等について、点検内容、時期等が適切に実施されているか	5	5	
		効率的な施設管理と管理運営費の縮減に努めているか	4	4	
3	サービス向上への取り組み状況	ホームページ等で積極的に情報提供が行われているか	4	4	
		情報提供コーナー等で観光情報・交通情報を常に提供しているか	4	4	道の駅・キャンプ場との連携
		特定の利用者を優遇したり、法令に基づく手続きを経ることなく、利用を制限している事例はないか	5	5	
		利用者に対しての満足度調査を行ったか	4	4	
		苦情やトラブルに対し適切、迅速に対応しているか	5	4	

	評価項目	評価の内容	自己評価	所管課 評価	備考
4	防犯・防災対策 への取組状況 10点	緊急時の連絡体制は整っているか。避難訓練等 は実施されているか	4	4	
		リスクに応じた保険等に加入しているか	4	4	
5	個人情報保護の 措置状況 5点	個人情報は適正に管理されているか	5	5	
6	経理の執行管理 状況 15点	適正に経理処理が実施されているか	5	5	
		収支計画書と大きな隔たりはないか	4	4	
		定められた使用料等を適正に収受しているか	5	5	
7	施設利用状況 5点	前年同期と比較し、利用者数、施設稼働率に著 しい差異はないか	4	4	
8	町への報告体制 の確保 5点	月例報告、実績報告、その他必要な報告が適切 に提出されているか	5	5	
9	今後、検討調整 が必要な事項	・開業して20年以上が経過しているので、施設全体の点検、機器の更新が必要。			
10	今後の管理方針	<ul style="list-style-type: none"> ・経費削減も限界があるが、無駄のない経営を行っていく。 ・公共温泉施設としてキャンパーや地域住民にも愛される施設を目指す。 			
自己総合評価 (100点満点) = 90点			自己評価区分 = S		
所管課総合評価 (100点満点) = 88点			所管課評価区分 = A		

■評価の基準

5点	非常に良い
4点	良い
3点	普通又は該当なし
2点	悪い
1点	非常に悪い

評価区分

- S** 目標や計画を上回る成果があり、特に優れていた。
(90点以上 1点項目なし)
- A** 目標や計画どおりの成果があり、適性な管理が行われた。
(75～89点 1点項目なし)
- B** 目標や計画を下回る点があり、管理運営に対する努力が必要
である。
(61点～74 1点項目なし)
- C** 管理運営が不適切な点があり、業務改善勧告の措置を講
じるべきである。
(60点以下)

令和 4 年度 斜里町一般会計補正予算（第 9 回）内訳調書【農業委員会所管】

12 月歳出補正

単位：千円

款	項	目	補正額	内 容	財 源 内 訳				
					国道支出金	起債	その他	一般財源	
6	1	1	154	【農業委員会活動促進事業費】	154				
農林水産業	農業費	農業委員会費		役務費（通信運搬費）追加					46
費				使用料及び賃借料 追加					15
				備品購入費 追加	93				

12 月歳入補正

単位：千円

款	項	目	補正額	内 容	備 考
15	2	4	154	【農業費補助金】	
道支出金	道補助金	農林水産業費補助金		・農地集積・集約化事業費補助金	
				・農地利用最適化交付金	61

令和4年度 斜里町一般会計補正予算（第9回）内訳調書【農務課所管】

12月歳出補正

単位：千円

款	項	目	補正額	内 容	財 源 内 訳			
					国道支出金	起債	その他	一般財源
6	1	2	10,900	【農業振興事業費】 負担金補助及び交付金追加 ・てん菜遊離土乾燥前処理施設整備事業補助金 5,700 ・農業振興機械導入事業補助金 5,200	10,900			
農林水産業費	農業費	農業振興費						

12月歳入補正

単位：千円

款	項	目	補正額	内 容	備 考
15	2	4	10,900	地域づくり総合交付金 追加	
道支出金	道補助金	農林水産業費補助金			

てん菜遊離土乾燥前処理施設整備事業

1. 事業概要

道の地域づくり総合交付金を活用し、しれとこ斜里農業協同組合が実施する、てん菜遊離土乾燥前処理施設整備の取り組みに対し、補助金を交付する。

2. 事業内容及び事業費等

てん菜については、収穫物の工場受入れ時に原料と遊離土砂に分類され、その遊離土砂は農家へ還元されることになるが、遊離土砂をそのまま、ほ場へ還元してしまうとジャガイモシストセンチュウ類等の病害虫が蔓延する可能性があることから、高温乾燥処理をした上で、育苗土や土壌改良剤として農家へ還元している。その高温乾燥処理を行う前段として、遊離土砂に含まれている異物を取り除く必要があるが、その前処理施設の能力不足且つ、老朽化が著しいことから、施設整備及び機器類の更新を行う。

事業主体	事業内容	総事業費(A)	補助対象経費(B)	財源内訳	
				道補助金(C)	事業主体負担(A-C)
しれとこ斜里 農業協同組合	【てん菜遊離土乾燥前処理施設整備】 ① 荷受けコンベア×1台 ② 荷受けコンベア制御盤×1面 ③ 傾斜搬送コンベア×1式 ④ トロンメル選別機×1式 ⑤ トロンメル高さ調整架台×1台 ⑥ トロンメル制御盤×1面 ⑦ バンカーサイロ（仕切タイプ）×2基 ⑧ バンカーサイロ（標準タイプ）×4基	13,391,400 円	12,174,000 円	5,700,000 円 (Bの1/2以内)	7,691,400 円

3. 予算措置

(歳入) 15 款 2 項 4 目 【農林水産業費補助金】	地域づくり総合交付金（てん菜遊離土乾燥前処理施設整備事業補助金）	5,700千円
(歳出) 6 款 1 項 2 目 【農業振興費】	てん菜遊離土乾燥前処理施設整備事業補助金	5,700千円

農業振興機械導入事業

1. 事業概要

道の地域づくり総合交付金を活用し、産地産直組合が実施する、農業振興機械導入の取り組みに対し、補助金を交付する。

2. 事業内容及び事業費等

加工用馬鈴しょの省力・効率的な生産体系確立に向け、必要となる農業機械を導入する。また、減農薬に繋がる機械を導入し、実需者に求められる安心安全な馬鈴しょ生産体系を構築する。

事業主体	事業内容	総事業費(A)	補助対象経費(B)	財源内訳	
				道補助金(C)	事業主体負担(A-C)
産地産直組合	【農業振興機械導入】 ⑨ トラクター自動操舵システム×3式 ⑩ パワーハロー×1台 ⑪ ロータリーハロー×1台 ⑫ ロータリーリッジャー×1台 ⑬ ストローチョッパー×1台	12,032,000 円	10,938,182 円	5,200,000 円 (Bの1/2以内)	6,832,000 円

3. 予算措置

(歳入) 15 款 2 項 4 目 【農林水産業費補助金】	地域づくり総合交付金（農業振興機械導入事業補助金）	5,200千円
(歳出) 6 款 1 項 2 目 【農業振興費】	農業振興機械導入事業補助金	5,200千円

令和4年度 斜里町一般会計補正予算（第9回）内訳調書【水産林務課所管】

12月歳出補正

単位：千円

款	項	目	補正額	内 容	財 源 内 訳			
					国道支出金	起債	その他	一般財源
6	3	1	9,500	【水産振興対策事業費】 負担金補助及び交付金追加 ・漁獲物冷却装置購入支援事業補助金	9,500			
農林水産業費	水産業費	水産振興費		9,500				

12月歳入補正

単位：千円

款	項	目	補正額	内 容	備考
15	2	4	9,500	地域づくり総合交付金 追加	
道支出金	道補助金	農林水産業費補助金			9,500

漁獲物冷却装置購入支援事業

1. 事業概要

道の地域づくり総合交付金を活用し、斜里第一漁業協同組合が実施する漁獲物冷却装置導入の取り組みに対し、補助金を交付する。

2. 事業内容及び事業費等

斜里海域ではタコ漁業に5隻が着業しており、定置漁業に次ぐ規模の漁業となっている。斜里第一漁業協同組合では、活ダコ等の供給体制を整えるため、令和2年度に斜里漁港に蓄養施設を整備したところであるが、この整備効果をさらに高めるためにタコ漁船5隻に漁獲物冷却装置を搭載し、高水温時のタコの活力低下を防ぐことにより、蓄養量の拡大と安定供給、高品質化による競争力の強化を目指す。

事業主体	事業内容	総事業費(A)	補助対象経費(B)	財源内訳	
				道補助金(C)	事業主体負担(A-C)
斜里第一 漁業協同組合	【漁獲物冷却装置導入】 ① 冷水機×5台 ② ポンプ×5台 ③ ろ過装置×5台 ④ 付帯設備×5台 ⑤ 付帯工事一式	22,143,000円	20,130,000円	9,500,000円 (Bの1/2以内)	12,643,000円

3. 予算措置

(歳入) 15款2項4目【農林水産業費補助金】	地域づくり総合交付金(漁獲物冷却装置購入支援事業)	9,500千円
(歳出) 6款3項1目【水産振興費】	漁獲物冷却装置購入支援事業補助金	9,500千円

令和 4 年度 斜里町一般会計補正予算（第 9 回）内訳調書【商工観光課所管】

12 月歳入補正

単位：千円

款	項	目	補正額	内 容	備考
14 国庫支出金	2 国庫補助金	1 総務費補助金	▲ 200	新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金 減額	▲ 200
17 寄附金	1 寄附金	1 指定寄附金	200	商工費寄附金 追加 (企業版ふるさと応援寄附金 100千円×2件)	200

令和 4 年度 斜里町一般会計補正予算（第 9 回）内訳調書【建設課所管】

12 月歳出補正

単位：千円

款	項	目	補正額	内 容	財 源 内 訳			
					国道支出金	起債	その他	一般財源
8 土木費	2 道路橋梁費	1 道路橋梁 維持費	7,159	【土木車両維持管理事業費】 需用費（消耗品費）追加 600 需用費（修繕料）追加 3,700				4,300
				【道路維持管理事業費】 委託料追加 （一般道路補修業務） 1,674 （幹線排水路清掃業務） 385 （河道整理及び重機運搬業務） 800				2,859

令和 4 年度 斜里町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 回）概要【水道課所管】

(12月補正)

(単位:千円)

歳 入					歳 出				
目	補正額	説 明			目	補正額	説 明		
繰 入 金	65	一般会計繰入金	追加	65	下水処理場管理費	13	需用費(燃料費)	追加	13
					公共下水道整備事業費	52	需用費(燃料費)	追加	52
合 計	65					65			

令和4年度 斜里町公共下水道事業特別会計補正予算（第4回）

債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額	備 考
下水処理場維持管理業務委託事業	令和5年度	80,590	

下水処理場維持管理業務委託事業 委託額（積算額）の推移

(単位：千円)

年度区分	委託費	消費税	合計	備考
平成 17～19 年度	243,571	12,178	255,749	包括的委託方式を採用
平成 20～22 年度	253,770	12,689	266,459	水量・濃縮汚泥発生量の増加、処理場施設の増設等による増
	前期比 10,201	前期比 511	前期比 10,712	
平成 23～25 年度	256,333	12,818	269,151	平成 22 年度からのウトロ処理場全面稼働による増。バッテリー等の消耗品による増。
	前期比 2,561	前期比 129	前期比 2,690	
平成 26～28 年度	264,380	21,150	285,530	平成 28 年度からのウトロ新港内ポンプ施設稼働による増。
	前期比 8,047	前期比 8,332	前期比 16,379	
平成 29～令和元年度	268,837	22,403	291,240	平成 29 年度からの斜里本町他ポンプ施設稼働による増。消費税による増。
	前期比 4,457	前期比 1,253	前期比 5,710	
令和 2～4 年度	283,387	28,339	311,726	人件費及び消費税の増。
	前期比 14,552	前期比 5,935	前期比 20,487	
令和 5 年度	73,260	7,326	80,586	人件費増、電気料を除いた 1 年積算。

資料9

令和4年産 農畜産物生産額見込み調べ

令和4年12月1日現在

作物名	令和4年産				令和3年産	前年比 (%)	備 考								
	面積 (ha)	生産量 (t)	単価 (円/t)	生産額 (千円)	生産額 (千円)		令和4年産			令和3年産			備 考		
							単価 (円/60kg)	反収 (10a)	10a生産額 (円)	面積 (ha)	単価 (円/60kg)	反収 (10a)		10a生産額 (円)	
小麦	秋小麦	2,380.4	15,718	53,601	842,524	787,853	106.9%	3,216	11.01俵		2,409.5	2,459	13.30俵	R4等級割合 (R3年産)	
	春小麦	345.2	1,660	66,125	109,776	109,195	100.5%	3,967	8.01俵		334.2	3,480	9.39俵	秋小麦1等 94.8%(93.2%)	
	小計	2,725.6	17,378		952,301	897,048	106.2%				2,743.7			2等 - %(-%)	
	種子	秋小麦	35.7	241	198,253	47,877	52,927	90.5%				40.1			規格外 5.2%(6.8%)
		春小麦	17.6	68	268,333	18,314	17,416	105.2%				20.4			春小麦1等 84.3%(89.9%)
		小計	53.4	310		66,191	70,343	94.1%							2等 - %(-%)
	計	2,779.0	17,688		1,018,491	967,391	105.3%				2,804.2			規格外 15.7%(10.1%)	
馬鈴薯	澱原	1,754.9	80,352	15,512	1,246,433	1,237,723	100.7%	931	76.31俵	71,024	1,779.1	934	74.45俵	69,569	
	種子	83.2	2,490	65,025	161,909	151,508	106.9%	3,901	49.90俵	194,684	79.5	3,921	48.59俵	190,541	
	計	1,838.1	82,842		1,408,342	1,389,231	101.4%	ライマン価	19.65%		1,858.6	ライマン価	19.74%		
てん菜	てん菜	2,608.3	191,889	12,751	2,446,734	2,251,836	108.7%	12,751	7.36トン	93,807	2,662.4	11,430	7.40トン	84,579	
	計	2,608.3	191,889		2,446,734	2,251,836	108.7%	含糖率(見込)	16.50%		2,662.4	含糖率	16.50%		
豆類	大豆	139.0	433	145,599	63,050	22,501	280.2%				108.2				
	小豆	71.5	117	392,880	45,967	26,000	176.8%	23,646	4.43俵	104,750	70.4	17,329	4.10俵	71,048	
	その他	58.6									54.7				
	計	269.1	550		109,017	48,501	224.8%				233.3				

作物名	令和4年産				令和3年産	前年比 (%)	備考							
	面積 (ha)	生産量 (t)	単価 (円/t)	生産額 (千円)	生産額 (千円)		令和4年産			令和3年産				
							単価 (円/10kg)	反収 (10a)	10a生産額 (円)	面積 (ha)	単価 (円/10kg)	反収 (10a)	10a生産額 (円)	
青 果 物	人参	419.3	14,944	71,354	1,066,289	676,228	157.7%	713	3,563kg	254,302	446.2	283	5,350kg	151,566
	玉ねぎ	66.0	3,975	68,735	273,197	163,721	166.9%	687	6,022kg	413,935	79.8	388	5,283kg	205,164
	大根	16.7			0	23,601	0.0%				17.6			
	アスパラ	0.7	0.5	1,186,000	617	453	136.1%				0.7			
	食用馬鈴薯	109.2	4,104	54,555	223,893	177,298	126.3%				111.2			
	加工用馬鈴薯	381.8	16,864	39,695	669,423	495,301	135.2%				364.7			
	かぼちゃ	3.4	29	45,000	1,284	510	251.8%				2.3			
	わさび	8.7	174	115,000	19,985	19,412	103.0%				8.4			
	長イモ	0.1	3.9	13,379	53	53	99.6%				0.1			
	そば	198.7	108	352,520	38,228	28,231	135.4%				128.9			
	花卉	1.5			806	1,811	44.5%				1.5			
	白菜	7.3	310	58,000	18,000	25,841	69.7%				7.2			
	加工コーン	0.0			0	0	-				0.0			
	キャベツ	4.6	434	22,000	9,546	10,890	87.7%				90.7			
	その他	0.0			0	1,810	0.0%				0.4			
計	1,218.0			2,321,321	1,625,160	142.8%				1,259.7				
飼 料 作 物	牧草	406.5									407.8			
	デントコーン	169.1									165.8			
	計	575.6									573.6			
	緑肥・休耕等	306.5									295.5			
交 付 金	経営所得安定対策				3,886,148	4,257,134	91.3%							
畑作物計		9,594.6			11,190,054	10,539,254	106.2%				9,687.2			

作物名	令和4年産				令和3年産	前年比 (%)	備 考							
	面積 (ha)	生産量 (t・頭)	単価 (円/t・頭)	生産額 (千円)	生産額 (千円)		令和4年産			令和3年産				
							単価 (円/kg)	反収 (10a)	1頭当たり生産額 (千円)	生産量 (t・頭)	単価 (円/kg)	反収 (10a)	1頭当たり生産額 (千円)	
畜 産	牛乳		8,048	95,054	832,441	806,436	103.2%	95.05	-	103	7,751	95.65	-	104
	肉牛		587		144,191	137,816	104.6%			246	464			297
	ホルトク		287	79,275	22,752	31,764	71.6%							
	廃用牛		137	166,572	22,820	15,337	148.8%							
	和牛		163	605,026	98,619	90,715	108.7%							
	乳牛個体		182	331,611	60,353	55,290	109.2%			332	124			446
	豚		6,290		261,188	249,130	104.8%			42	6,620			38
	肉豚		6,290		261,188	249,130	104.8%							
	種雄豚		0		0	0	0.0%							
	種雌豚		0		0	0	0.0%							
鶏卵		14	700,000	9,800	9,800	100.0%								
畜産物計				1,307,973	1,258,472	103.9%								
合 計				12,498,027	11,797,726	105.9%								

各年12月1日現在
(千円)

〈参考〉 生産額の推移

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
農産物	8,099,171	9,401,589	8,751,045	9,340,678	10,207,479	11,150,210	10,489,249	9,495,046	9,845,929	11,190,153	10,218,718	10,539,254	11,190,054
畜産物	1,045,359	1,037,151	1,023,901	1,008,863	1,111,185	1,213,965	1,310,967	1,248,878	1,207,866	1,180,836	1,277,589	1,258,472	1,307,973
合 計	9,144,530	10,438,740	9,774,946	10,349,541	11,318,664	12,364,175	11,800,216	10,743,924	11,053,795	12,370,989	11,496,307	11,797,726	12,498,027

資料10

令和4年度 漁獲高調べ(令和4年11月末現在)

単位 数量:トン、金額(税抜):千円

魚種	区分	令和4年度			令和3年度			前年対比		
		数量	平均単価	金額	数量	平均単価	金額	数量	平均単価	金額
さけ		11,762.1	634	7,454,605	5,041.5	815	4,110,369	6,720.6 233.3%	△ 182 77.7%	3,344,236 181.4%
ます		145.1	482	70,008	148.9	406	60,387	△ 3.8 97.5%	77 118.9%	9,621 115.9%
さけ・ます計		11,907.2		7,524,613	5,190.3		4,170,756	6,716.9 229.4%		3,353,857 180.4%
毛がに		17.0	3,239	55,187	13.2	3,817	50,310	3.8 129.3%	△ 579 84.8%	4,877 109.7%
たこ		203.2	1,090	221,490	239.3	759	181,645	△ 36.1 84.9%	331 143.6%	39,845 121.9%
ほたて		137.9	153	21,069	201.9	130	26,234	△ 64.0 68.3%	23 117.6%	△ 5,165 80.3%
かれい		64.9	150	9,746	81.9	99	8,123	△ 17.0 79.2%	51 151.5%	1,623 120.0%
ほっけ		137.7	80	11,007	432.0	41	17,697	△ 294.3 31.9%	39 195.1%	△ 6,690 62.2%
きちじ		67.1	4,012	269,114	54.3	3,539	192,053	12.8 123.6%	474 113.4%	77,061 140.1%
たら		22.2	56	1,247	79.3	47	3,694	△ 57.1 28.0%	10 120.6%	△ 2,447 33.8%
すけとうだら		18.9	5	101	119.4	16	1,930	△ 100.5 15.9%	△ 11 33.0%	△ 1,829 5.2%
ぶり		271.8	214	58,070	241.4	110	26,601	30.4 112.6%	103 193.9%	31,469 218.3%
かすべ		68.9	12	842	100.0	8	771	△ 31.1 68.9%	5 158.4%	71 109.2%
川さけます		1,450.2	240	347,551	627.7	169	105,967	822.5 231.0%	71 142.0%	241,584 328.0%
うに		22.9	1,016	23,314	21.6	776	16,773	1.3 106.1%	240 131.0%	6,541 139.0%
うに製品		0.5	22,563	10,830	0.6	16,662	9,498	△ 0.1 84.2%	5,901 135.4%	1,332 114.0%
つぶ		49.8	416	20,693	81.9	374	30,646	△ 32.1 60.8%	41 111.0%	△ 9,953 67.5%
ほっき		5.9	776	4,577	4.8	539	2,587	1.1 122.9%	237 143.9%	1,990 176.9%
ほたて稚貝		96.8	572	55,386	103.4	574	59,306	△ 6.6 93.6%	△ 1 99.8%	△ 3,920 93.4%
いか		20.3	53	1,081	0.9	79	70	19.4 2309.1%	△ 26 67.3%	1,011 1554.4%
なまこ		18.2	8,052	146,868	16.1	4,384	70,758	2.1 113.0%	3,668 183.7%	76,110 207.6%
その他		467.2	0	30,865	613.1	0	96,175	△ 145.9 76.2%	0 0.0%	△ 65,310 32.1%
小計		3,141.4		1,289,040	3,032.6		900,840	108.8 103.6%		388,200 143.1%
合計		15,048.6		8,813,653	8,223.0		5,071,596	6,825.6 183.0%		3,742,057 173.8%

令和4年度 観光客入込内訳表 (2022年10月末現在)

	定期バス			貸切バス			乗用車・その他			合計					3年度			比較					
	道内	道外	計	道内	道外	計	道内	道外	計	道内	道外	計			日帰り客	宿泊実数	総入込数	日帰り客		宿泊実数		総入込数	
												日帰り客	宿泊実数	総入込数				人数	%	人数	%	人数	%
4	371	235	606	6,464	4,098	10,562	6,139	3,892	10,031	12,974	8,225	8,224	12,975	21,199	3,429	5,410	8,839	4,795	239.8%	7,565	239.8%	12,360	239.8%
5	692	734	1,426	5,147	5,466	10,613	15,931	16,916	32,847	21,770	23,116	18,095	26,791	44,886	7,462	11,048	18,510	10,633	242.5%	15,743	242.5%	26,376	242.5%
6	459	865	1,324	5,775	10,869	16,644	12,606	23,722	36,328	18,840	35,456	27,566	26,730	54,296	10,315	10,002	20,317	17,251	267.2%	16,728	267.2%	33,979	267.2%
7	618	1,285	1,903	4,746	9,857	14,603	22,656	47,055	69,711	28,020	58,197	54,636	31,582	86,218	47,794	27,627	75,421	6,842	114.3%	3,955	114.3%	10,797	114.3%
8	892	1,996	2,888	3,302	7,385	10,687	38,551	86,210	124,761	42,745	95,591	99,550	38,786	138,336	105,292	41,023	146,315	▲ 5,742	94.5%	▲ 2,237	94.5%	▲ 7,979	94.5%
9	834	1,438	2,272	4,733	8,163	12,896	35,038	60,432	95,470	40,605	70,033	79,618	31,020	110,638	64,513	25,135	89,648	15,105	123.4%	5,885	123.4%	20,990	123.4%
10	536	716	1,252	9,160	12,241	21,401	29,851	39,894	69,745	39,547	52,851	67,874	24,524	92,398	79,982	28,899	108,881	▲ 12,108	84.9%	▲ 4,375	84.9%	▲ 16,483	84.9%
11															4,640	14,081	18,721						
12															8,045	11,934	19,979						
1															2,066	10,566	12,632						
2															34,420	20,516	54,936						
3															21,929	13,983	35,912						
計	4,402	7,269	11,671	39,327	58,079	97,406	160,772	278,121	438,893	204,501	343,469	355,563	192,408	547,971	389,887	220,224	610,111	36,776	111.5%	43,264	129.0%	80,040	117.1%
3	6,325	8,165	14,490	23,134	27,365	50,499	170,063	232,879	402,942	318,787	149,144	318,787	149,144	467,931	8,839								
比	▲ 1,923	▲ 896	▲ 2,819	16,193	30,714	46,907	▲ 9,291	45,242	35,951	▲ 114,286	194,325	36,776	43,264	80,040									
率	▲ 30.4%	▲ 11.0%	▲ 19.5%	70.0%	112.2%	92.9%	▲ 5.5%	19.4%	8.9%	▲ 35.9%	130.3%	11.5%	29.0%	17.1%									